



THE REPORT OF THE MIE DENTAL ASSOCIATION



◆特集・東海信越地区歯科医師会
役員連絡協議会

特別講演「平成20・22年度診療報酬改定の総括」

◆医療管理委員会特別レポート

「社会保険診療報酬に対する

特例措置について考える」

◆平成22年度歯科助手講習会



三重県歯科医師会
<http://www.dental-mie.or.jp/>

2010
67
No. 644

三 重 県 歯 科 医 師 会 報

◆ 東海信越地区歯科医師会役員連絡協議会特集	1
◆ 医療管理委員会特別レポート （社会保険診療報酬に対する特例措置について考える）	16
4 月理事会報告（公益法人制度改革に関する今後の対応について協議）	20
4 月支部長会報告 （公益法人制度改革への対応について各支部が現時点での方向性を示す）	22
第75回定時総会報告	30
第78回通常総代会報告	30
5 月理事会報告（東海信越地区役員連絡協議会の運営について協議）	32
平成22年度歯科助手講習会	34
支部公衆衛生担当者・公衆衛生委員合同連絡協議会	36
第 1 回食育推進担当者会議	36
第15回歯科保健大会 第 1 回実行委員会	38
選挙管理委員会	38
第 7 回機構改革臨時委員会	39
第 6 回公益法人制度改革検討プロジェクトチーム会議	39
平成22年度贈与税の改正の概要	40
会員事業部門生涯研修コーナー（今月の生涯研修該当論文）	41
委員会便り	43
4・5 月会務日誌	43
会員消息のページ	45
互助会各部・歯科国保組合の現況	46
編集後記	48

東海信越地区 役員連絡協議会

平成22年 5月22日（土）
四日市都ホテル

東海信越地区歯科医師会役員・同国保組合役員・同連盟役員連絡協議会

三重県に200名を超える役員が集結 特別講演「平成20・22年度診療報酬改定の総括」



5月22日（土）、四日市市において東海信越地区歯科医師会役員連絡協議会が開催された。日歯の地区制変更により昨年度からスタートした東海信越6県での協議会。各県の歯科医師会役員に加え日本歯科医師会役員も多数参加、さらに国保組合役員・連盟役員の協議会も併催される大規模な会合である。

全体会議では、日歯の渡辺常務理事による「平成20・22年度診療報酬改定の総括」と題した特別講演が行われた。渡辺常務理事は平成18年度診療報酬改定を反面教師として過去2回にわたって取り組んできた「歯科診療報酬体系の再建」への道のりを総括するとともに残された課題と今後の展望について述べた。

その後、歯科医師会6分科会、国保組合、連盟に分かれて、それぞれの担当分野について協議。日歯をはじめとした中央の役員も各分科会に参加し、活発な議論が行われた。

協議会は芝田専務理事の司会進行のもと、橋本副会長の開会の辞でスタート。当番県を代表して挨拶に立った峰会長は、2年任期の折り返し점에当たって分科会協議を主とした構成にした旨を説明した上で分科会ごとにその主要議題に言及し、有意義な協議への期待を示した。

この日、日歯・大久保会長は東京歯科大学創立120周年記念式典に出席のため（後刻、本協議会に駆け付けた）、宮村副会長（愛知県歯会長）が来賓挨拶。診療報酬改定、レセプトオンライン化、保険業法等への対応等、この1年の日歯の取組みを振り返るとともに、24年度医療介護同時改定、公益法人制度改革等の今後の課題にも執行部一丸となって臨む決意を示した。また歯科医師需給問

題について詳しく触れ、特に今春の私立歯大の定員割れについては非常に深刻な問題との認識を示し、同時に歯科医師過剰も未だ現在進行形の問題として捉えるべきとした。

日歯連盟からは、高木理事長（岐阜県歯会長）が挨拶。石井選挙の実績や政権交代後の政策の変化等を踏まえて今夏の参議院選挙について触れ、西村まさみ氏支援について理解と協力を求めた。

続いて全歯連（全国歯科医師国民健康保険組合連合会）の豊間会長が挨拶。保険者の再編も視野に入れている民主党の政策をにらみながら、歯科医師国保として保険者機能を発揮していく必要性を述べ、特定健診への歯科健診導入について意欲を示した。



三重県歯科医師会・峰 正博会長



日本歯科医師会・宮村一弘副会長



日本歯科医師連盟・高木幹正理事長



全歯連・豊間 隆会長

■報告

日本歯科医師会会務報告

日本歯科医師会・柳川忠廣常務理事

政権交代後、政策決定のプロセスや仕組みが変わりつつあることを実感しているところである。

24年度の医療・介護同時改定については日歯総研とも連携しながら、▽制度、仕組み▽他職種連携▽医療報酬と介護報酬の関係▽新規技術の導入に分けて対応を組み立てていく。高齢化がさらに進む中でしっかりとした対応が必要である。

在宅歯科医療設備整備事業はまだ予算に余裕があるようである。各県で活用して欲しい。

公益法人制度改革については、保険業法改正法案への動きが進んでおり共済事業継続への目途が立ちつつあるが、公益認定に当たっては事業比率の問題が残っている。



都道府県歯科医師会、郡市区歯科医師会の対応について種々の情報提供を行っているが、併せて日歯の会員種別の検討も進めている。

日本歯科医師連盟報告

日本歯科医師連盟・日置義照理事

第109回臨時評議員会で西村まさみ氏の支援を決定して以降、様々な活動を進めている。

4月2日(金)には都道府県連盟会長らの協議会を行い、同日中央後援会の発会式が開かれた。その後、同窓会・校友会をはじめ、歯科技工士連盟や関連企業等への支援依頼、協議、面談等を行っているところである。

口腔保健法については、民主党、自民党双方と協議を重ねている。また事業仕分けの対象となった独立行政法人福祉医療機構について要望書を提出したが、存続できる方向にある。



7月参議院選挙までわずかな時間であるが、良い結果に結び付けたい。協力と支援をお願いする。

■特別講演

平成20・22年度診療報酬改定の総括

— 2回の改定結果を踏まえて —

日本歯科医師会 社会保険担当 渡辺三雄常務理事

「歯科保険診療体系の再建」への道

日歯・大久保執行部は過去2回、平成20年度、22年度の改定に対応してきた。その間、どのような姿勢で、何を問題と捉えて取り組んできたのか、そして次はどこへ向かって進んでいくのかを総括的に話したい。診療報酬改定は日本歯科医師会が総力を挙げて取り組むべき課題である。日歯という上部組織だけでなく、それを支える都道府県歯科医師会、さらに6万5千人の会員全員が力を合わせて対応する必要がある、そのためには深い理解と協力が不可欠だ。

20・22年度改定への対応、それは取りも直さず「歯科保険診療体系の再建」への道であった。10年に及ぶ医療費のマイナス改定に加え、18年度改定は歯科保険診療体系に決定的な打撃を与え、提供体制や経営基盤を崩壊の危機に至らしめた。この危機からの脱出こそが大久保執行部発足以来の一貫した目標であり、保険診療体系再建への道を歩むことは、歯科医療の尊厳の回復を図ることに他ならなかったのである。

20年度改定における歯科の改定率は+0.42%だった。わずかな数字ではあるが、「マイナスではなくプラスである」ことが、改定現場の雰囲気を与えた影響は大きかった。さらに22年度には+2.09%という数字を得た中で改定作業に取り組むことができた。20年度改定を「歯科医療の改革元年」と位置付けた上で、22年度改定ではさらなる体系の強化と内容の充実を目指した。

私たちは18年度改定の主な問題点を5項目にまとめて20年度改定に臨んだ(表1)。20年度改定結果を踏まえて22年度改定でさらなる改善を求めた。もちろん、2度の改定ですべてが解決したわけではない。5項目の問題意識は今後も不変であり、次期改定でも継続して対応していかなければならない。

特に1に挙げた歯科医学的根拠に関して、政権交代後の中医協では以前にも増してevidence重視の傾向が強まっている。公開された議論の中で、国民に向けて発信していくためには歯科医学的根拠を明確に示すことが必要だ。

表1 18年度改定の主な問題点

1. 歯科医学的根拠及び臨床現場の実態に対する認識を欠いた変更及び義務・規制の導入
2. 従来認められてきた患者・国民の保険診療受診の既得権の制限の危険性
3. 診断・治療に対する専門職としての歯科医師の裁量権及び診療報酬請求権の侵害の恐れ
4. 改定項目による財政影響の推計の不確実性
5. 文書提供における厳しい規制と義務化

術者の裁量権と同時に患者の権利を守るという視点も重要になる。常に患者にとっての利益という視点を持って議論に臨むことが求められる。



Ⅰ 歯科医療費の動向と「自然増」

平成18年度以降の歯科医療費の動向で、改定の影響が最も現れる「1日当たり医療費」の前年同期比伸び率を見てみると、18年度は▲1.8%という厳しい数字である。19年度にはこれが1.2%となっている。19年度は改定年度ではないのでこれがいわゆる「自然増」とみなされる。

20年度は改定率が0.42%であったのに対し伸び率は2.8%だった。ここから自然増1.2%を差し引くと1.6%、さらに歯科用貴金属価格の上昇の影響が年間でおおよそ0.8%増であるから、実質0.8%増という評価になる。

このように改定の影響を判断する際に、非改定年度の伸び率が「自然増」とみなされることに留意する必要がある。21年度は通年の数字が出ていないが、21年12月までで▲0.2%であり、この間は歯科用貴金属価格が下がっていたことを考慮すれば、わずかに自然増が認められる状況である。

Ⅱ 22年度改定の対応策

22年度改定への基本的対応としては、まず社会保障審議会への歯科からの意見表明が挙げられる。社保審が示す「診療報酬改定の基本方針」に歯科の改善点が明記されることが重要になる。また、日歯の広報活動により歯科医療の必要性や社会的貢献を周知することにも努め、併せて臨産学連携の推進や連盟との一体的活動も行ってきた。「口腔保健法」が成立すれば診療報酬改定にも追い風となると期待したが、残念ながら22年度改定には間に合わなかった。今後の課題である。

具体的項目としては、(1)平成20年度改定の積み残し課題6項目、(2)平成22年度改定の具体的課題7項目を挙げて臨んだ(表2)。成果があったもの、十分な改善には至らなかったもの、様々であるが、これらを再評価した上で、今回積み残した課題については次期改定で引き続き改善を求めていくことになる。

表2 平成22年度改定の具体的検討項目

- | | |
|--|--|
| <p>(1) 平成20年度改定の積み残し課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 疑義解釈、文書提供及び記載要領の改善 ② 歯周疾患処置の算定要件の緩和（適応及び薬剤の緩和） ③ 義歯管理料の算定頻度の改善 ④ 20年度新規導入項目の見直し、改善による普及を図る ⑤ 保険給付外の義歯・冠の修理等の保険扱いの完全回復 ⑥ 同一手術野の問題改善 | <p>(2) 平成22年度改定の具体的課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ① かかりつけ歯科医機能の推進 ② 在宅歯科医療の推進 ③ 安全診療のための対策費用の評価 ④ 歯科点数表の総点検（問題点の指摘） ⑤ 長期据え置き低評価技術料（項目）の再評価 ⑥ 材料価格（金パラ）の随時改定方式の具体的再検討 ⑦ 保険外併用療養費制度の活用の具体的方針 |
|--|--|

22年度改定の政治的背景と改定財源

21年8月に民主党を中心とした連立政権が誕生した。民主党マニフェスト（INDEX2009医療政策詳細版）には「歯科基本料の見直しを検討します」と明記されていたが、さらにその後日歯が新たな政権与党へ働きかけたことにより、12月の与党三党の予算重点要望書に「生活の医療である歯科医療についても、診療報酬の引き上げを行う」と、従来からの日歯の主張に沿った表現が盛り込まれた。そして最終的に医療費全体のプラス改定の中で歯科2.09%という数字に至ったわけである。厚生労働省の示した歯科医療改定財源は約600億円となっているが、本会の試算では20年度の歯科医療費実績は2兆5,660億円であり、この2.09%は536億円となる。差額の64億円程度が自然増部分として想定されているのだろう。

22年度改定では医科1.74%に対し歯科2.09%という改定率になった。その差は0.35%で約90億円に相当する。しかし、これは長妻厚生労働大臣が述べたとおり、技術料比率を考慮したものであり、歯科が不当に利益を得たわけではない。今後もこの考え方が継続、維持されていくかどうかが大きな課題になる。

22年度改定の審議経過

社審審の医療部会では近藤副会長が、医療保険部会では私がそれぞれに歯科医療の重要性和経営の厳しい状況を訴え、「基本方針」の中に「歯科医療の充実」「在宅歯科医療の推進」を含めることができた（18年度改定時には歯科は効率的、即ち無駄が省けるものと位置付けられていた）。

中医協では10月から22年2月まで集中審議が行われた。この間、日歯からは歯科医療の充実を図るため6.99%の引き上げを求めている。改定率決定後に募集されたパブリックコメントで全体2,938件中、歯科に関するものが1,037件あったことも、歯科がどれだけ危機感を持っているかを行政に訴える結果になったと考える。

2月12日の中医協答申を了承するに当たっては歯科の立場から今後の重要な検討課題として以下の3点を要望した。①基本診療料の適切な評価の検討②患者の主訴に対応した医学管理のあり方の改善③タイムスタディに則した技術料の再評価。

なお、22年度改定に当たって、公式会議への参加を含む改定対策本部（本部長・大久保会長）等の打合せ開催は、計88回に及んだことを付言しておく。

表3 22年度改定の残された課題と今後の対応

1. 「医学管理」の改善
2. 明細書の発行のあり方
3. 電子レセプトの診療日付記録
4. 基本診療料の適切な評価の検討
5. 技術料の適切な評価の検討
6. 歯科病院及び病院における歯科の役割と採算性の検証



残された課題と今後の対応

既に私たちは22年度改定の残された課題と今後の対応の検討に入っている（表3）。

歯科疾患管理料を円滑に算定するためにその要件の緩和を求めてきたが、初診時の管理料の一部（20点）を初診料に包括したため今回は踏み込めなかった。今後22年度改定結果の検証を踏まえながら中医協等での継続協議を求めていく。歯管の取扱いに関する見解のまとめについては4月の日歯理事会で協議・決定したところである。

明細書の発行については歯科診療所の現状から反対の意向を表明したが、他の2号委員からは明確な反対がなく、最終的に本会として「明細書提供のあり方の検討」を条件に了承した。

電子レセプトの診療日付記録については平成21年3月の閣議決定「規制改革推進のための3ヶ年計画」に基づくとされているが、レセプト記録条件仕様については中医協の協議対象でないため、本会への具体的な説明なく通知され、対応に苦慮しているところである。

基本診療料及び技術料の評価については、中医協答申への附帯意見も踏まえ、医科歯科調剤共通の課題として今後、検討と調査を求めていく。

歯科病院及び病院における歯科の役割についても今後の課題として挙げている。現在、日歯と国

立がんセンターとの共同研究を進めており、歯科が病院やチーム医療の中で果たす役割を訴えていく。

22年度改定の特徴

過去の診療報酬改定の歴史の中で、医科がすべての診療科に配分する必要性から基本診療料の引き上げに力を注いできたのに対し、歯科では技術料評価の引き上げに偏重してきた経緯がある。現在の医科歯科格差はその結果でもある。初・再診料引き上げは中医協1号側（保険者）委員の抵抗が強いのが常であり格差是正は困難になっていたが、今回は先ほど触れた民主党マニフェスト中に「歯科基本料の見直し」が明記されたことにより格差を少しでも是正する好機と判断、改定財源の多く（42%）をここにつぎ込む方針を採った。

歯周治療については、20年度に再度の基本治療を算定可能とし、さらに22年度50/100算定にまで戻すとともにSPTの評価の引き上げを行った。新設した有床義歯管理調整料も次回、財源さえ確保できれば引き上げを図りたい。

これら、かかりつけ歯科医機能を発揮するべく工夫された改定内容を、ぜひ地域医療の現場で効果的に活用して戴きたい。

第1分科会

時局問題関係



第1分科会には各県歯の会長、副会長、専務理事らが出席、日歯から宮村副会長（愛知県歯会長）、柳川常務理事、一志常務監事が加わって、時局問題関係の協議を行った。

最初の協議題は歯科技工問題に関する各県の対応について。新潟県歯では今年2月に歯科技工士会、養成校との協議会を立ち上げたとのこと。各県も、歯科技工士の高い離職率や志願者の減少等が将来の歯科医療に悪影響を与えかねないとの危機意識は共有しており、海外で作製された補綴物について大きく報道されたことにより浮かび上がってきた医療安全という視点も含め、出席者からは様々な意見が出された。三重県からは21年度末で県立公衆衛生学院の技工科が廃科となったこと、県行政による修学資金制度等を報告した。

日歯及び各県歯とも歯科技工士会との連携を図ってはいるものの、歯科技工の法的な位置付けを含めて課題は山積しており、その解決は容易ではないようだ。現時点で歯科技工士不足が顕在化している状況ではないが、複雑な背景を抱えているだけに、大きく問題化する前に一つ一つ有効な手立てを見出していかなければならない。20年度まで日歯でこの問題に関わった高木岐阜県歯会長、現在、厚生労働省の「チーム医療の推進に関する検討会」に出席している日歯の宮村副会長や柳川常務理事も積極的に発言し、議論は白熱した。

続いて歯科医師国家試験について、これも日歯で担当している宮村副会長が報告、現在の国家試験について、問題構成から合否判定のシステムまで詳細な説明を行った。

私立歯科大の定員割れ等、質の低下が問題視される一方で毎年、相当数の新しい歯科医師が誕生している現状も変わってはいない。需給問題もまた、さらに複雑化していると言えそうだ。

後半は県歯と郡市区歯科医師会の連携事業についての協議が行われた。新潟県歯では会員約1,300名のうち500名超が新潟市歯会員という特性もあり、学術事業等で両者が連携して事業の効率化を図りたいとしている。愛知県歯では8020表彰や福祉施設の健診事業等を郡市区に委譲しているとのことだった。

公益法人制度改革については柳川常務理事が全体会議での報告に補足して、都道府県や政令市の歯科医師会の動向等に触れ、今後、申請作業が具体化していく中で三層構造や選挙規定等も含めた情報共有を図ることを求めた。

この他、現在、三重県では償還払いになっている医療費助成制度についても各県の状況を尋ねた。

最後に、座長から発言を求められた一志常務監事が監事職のあり方について述べて分科会を締め括った。

（専務理事・芝田憲治 記）

第2分科会

医療管理・福祉厚生関係



第2分科会は医療管理・福祉厚生合同で幅広い内容の協議を行った。

日歯から参加した中尾常務理事からは、新型インフルエンザへの対応についての報告が行われた。昨年度の東海信越役員連絡協議会では、会議中に神戸で新型インフルの国内感染が初めて確認されたとの連絡が飛び込んできて、中尾常務理事は急きょ、兵庫へ向かったのだった。その後はまさに嵐のような1年になったが、現時点で大過なく終息に向かっており、日歯としても国民には安心安全な歯科治療が提供できたと考えていると総括した。

また、岐阜県歯・武内理事からこの地区の歯科衛生士・技工士養成学校の志願者・入学者の状況に関する調査結果が報告された。今後、岐阜県歯が中心になって情報を取りまとめていくことで合意した。

最初に協議されたのは3県から提案された未入会対策。これはすべての県、さらには日歯も含め共通の課題である。入会金の引下げはもちろん、入会案内の配布や、勤務会員制度等、各県とも様々な対策を行っているが、なかなか効果は上がっておらず、特効薬は見当たらないのが現状だ。若い歯科医師が入会したいと思えるような魅力ある歯科医師会を作り上げていくという取り組みこそが、たとえ迂遠であっても正道と言えそうである。

愛知県歯からは無許可の材料商等の問題が提起

された。昨年、無許可でのネット販売が発覚した事例があったため、県歯としてメーカーや材料商の取扱免許、登録証等の確認作業を行っているとのこと。同様の問題として医療廃棄物関連で中間処理施設の視察が必要な場合もあり、かなりの負担となっている。東海信越地区で協力して対応していくことも提案された。

現在、厚生労働省科学研究として東京医歯大が行っている「歯科医療における安全管理評価法の確立に関するアンケート」を中心に、ヒヤリ・ハット関連の協議も行われた。ヒヤリ・ハット事例収集は医療安全対策の一つとして広く行われてきたが、医療界全体でその役割を見直す時期にも来ているようだ。その他、医師賠償責任保険や救急薬品の配布等についても各県の取組みについて情報交換を行った。

福祉厚生関連では、福祉共済制度に伴う貸付事業について情報交換を行った他、日歯年金及び福祉共済の今後についても話題に上った。日歯が公益法人認定を目指す場合の大きなハードルであり、各県ともその動向を注視しているが、現時点ではまだ不透明というのが現状である。

三重県歯の今年度の課題である歯科衛生士復職支援事業についての協議は時間内に収まらず、会議後の非公式の情報交換に委ねられた。

(広報編集委員・森 誠 記)

第3分科会

学術関係



日歯学術担当の江里口常務理事は公務で来県が遅れ、峰理事は三重県歯会長として第1分科会に出席しているため、学術だけは東海信越地区役員のための分科会という形になった。

最初の協議題は「認定登録歯科医制度について」。愛知県歯では独自の認定登録歯科医制度を立ち上げている。指定した事業分野で企画した研修等に参加した会員を認定登録歯科医とするもので、所定の研修等を受講し単位を取得して更新していく。認定登録歯科医はホームページで公開し、県民に情報開示を行っているとのこと。各県でも何らかの登録医制度を実施しているが（三重県歯ではSHPや「みえ歯ートネット」等）、単位登録を義務付けているのは現在、愛知のみようだ。登録医制度は継続した研鑽を積んでいけるような体制作りが肝要という点では意見が一致。日歯生涯研修制度との連携を勧める意見もあった。

続いて、歯科医療における先進医療技術と県歯学術の取組みについて協議。歯科医師会の学術担当者にとって、講演・研修のテーマ選定は常に頭を悩ませる課題である。三重県歯では21年度は従来よりも守備範囲を広げる形でインプラントを中心とした企画を行ったところだ。この日の情報交換では、全身管理に関するテーマに取り組む県が多くなっていることが分かった。医療連携の必要性が高まっていることへの共通した対応と言える

だろう。会員ニーズだけでなく社会的要請に応えることも歯科医師会の行う学術事業の責務と認識されていることがうかがわれる。

3つ目の協議題は、勤務医及び非会員の県歯学術研修への参加について。三重県歯は現在、公益法人認定を念頭に置いた移行準備を進めており、こうした学会の公開も一つの課題となっている。しかしながら、他の5県は一般社団法人へ移行する方向にあり、従来通り会員メリットとしての位置付けを重視しているのが主流と言えそうだ。

最後に、郡市区主催の学術研修に関する協議も行われた。それぞれの学術研修の公開や情報共有とそれに関連した県歯からの補助についてである。郡市区ではそれぞれに工夫して様々な学術研修が企画されているが、県歯から見ると内容の重複等が気になったり、同じ県歯会員として知識を共有する術はないかと考えたりするのはいずれも同じようである。県歯会員へのオープン化の義務付けや報告書の義務付け等を行った上で、補助金の交付を行っている例がいくつか報告された。情報公開については、登録医の研修と同様に日歯Eシステムを活用することも提案された。

第3分科会は学術に絞った会議となったため、以上4つの協議題について少人数で中身の濃い協議を行うことができた。

（学術担当理事・辻 哲 記）

第4分科会

地域保健関係



第4分科会には池主常務理事が出席し口腔保健法の動向について報告。現在、民主党と交渉しているが、前政権の時代から進めてきたもので、野党となった自民党からも大きな抵抗はなく成立可能と期待されている。しかしながら、政局が不安定なため、法案成立の時期は不透明なようである。

協議題としては各県の広汎な事業展開を反映し、11題が提出された。

まず取り上げられたのは全国で動きの出ている歯科保健条例について。現在、新潟、静岡、岐阜を含む7道県で歯科保健に関連した条例が制定されている。長野もこれに次いで、すでに骨子案が承認され、9月の県議会での制定を予定している。愛知では行政側が国の口腔保健法の制定を待つ姿勢のようだ。三重では全国初の健康づくり推進条例である「ヘルシーピープルみえ・21」が歯科保健も含めた形で平成14年に施行されているため、新たに歯科保健に特化した条例の必要性が乏しいという現状にある。条例制定を果たした3県の中では、やはり先行した新潟の動きが最も活発で、条例対策委員会を中心に5つのワーキンググループを設置して活動しているとのことである。

続いて、日歯が成人保健のあり方を早期発見治療型から生涯にわたる口腔管理型への移行を図る目的で作成、公開した成人歯科健診プログラムについて協議。各県とも具体的な活用が広がるまで

には至っていない状況のようだ。三重では9月26日(日)に日歯地域保健委員会の深井委員長を招いての研修会を予定している。

もう一つ大きな課題としては「8020特別推進事業について」が取り上げられた。新政権による事業仕分けによって予算の削減、事業見直しを余儀なくされ、各県とも対応に苦慮している。一方で同様の事業内容でも認められた県と認められない県がある等、基準が不明確に感じられる部分もある。県行政の提出した事業案の出来不出来も影響しているのかもしれないが、歯科医師会側でその内容を確認することができないため、各県ともフラストレーションがたまっているようだ。

障害者歯科関連では認定協力医の養成事業等について各県から報告。池主常務理事からは介護への関わりも含め歯科界にとって重要な課題との指摘があった。同様にマウスガード関連事業について今後の事業展開も含めた報告が行われた。

その他の協議題、▽介護施設での口腔ケアと保険請求上の問題点▽法定歯科健診等での歯科保健指導実施状況▽住民参加の歯科保健会議▽歯の健康力推進歯科医師等養成講習会については、残念ながら時間切れとなってしまった。いずれも重要な課題であり、今後、担当者間での情報交換を継続して対応していくことになる。

(広報編集委員・呉山隆浩 記)

第5分科会

社会保険関係



第5分科会は日歯・渡辺常務理事、堀理事を迎えての開催。全体会議・特別講演での総括的な報告を受けて、早速、平成22年度診療報酬改定への対応を中心とした協議が行われた。

4月改定後の最初の請求について審査が始まっている県もあり、新規項目を中心に具体的な疑問点が俎上に載せられたが、特に各県で誤った請求が多いのはMT病名に対する歯科疾患管理料算定のようなものである。20年度改定で新設された際、対象疾患が曖昧にしか示されていなかったため、三重県等では22年2月請求分まで総義歯作製時の歯管算定を認めていた。そうした経緯もあり、4月以降はブリッジによる欠損補綴も含め、MT病名のみでの歯管算定が不可であることを改めて周知していく必要があると思われる。

同様に若干の混乱を招いているのが新設された混合歯列期歯周組織検査である。平成8年の『歯周病の診断と治療のガイドライン』が小児の歯周疾患に対する配慮が乏しいものであったため、従来の歯周組織検査は歯周ポケット測定が必須とされていた。臨床現場からはその必要性に疑問の声が上がる一方で、歯管等の医学管理料算定やその後の処置には前提となる検査が必須とする行政、保険者との齟齬が問題になってきたという経緯がある。混合歯列期歯周組織検査はそれを解決べく設定されたものであるが、歯周組織検査と併存

した形であるため、その取扱いについて様々な見解がある。日歯では今後、学会とも連携しながら一定の指針を示したいという意向のようだ。

歯科技工管理加算については、留意事項通知にその対象が破損による修理と記載されているため、増歯病名のみでの算定が認められない可能性が高い。床内面適合法（床裏装）も含め、今後の日歯と厚生労働省の調整を期待したい。今改定で大幅に引き上げられたSPTについては、任意中断後の初診算定可能時期等について話題になった。

また、歯科でも少しずつ進んでいるレセプト電子化（三重県では現在約60件）関連の協議も行われた。オンラインでの返戻や傷病名コード関連等で、紙レセでは生じない問題もいくつか存在するようである。日歯、厚生労働省、審査委員会、ベンダーが連携して早期に不具合が解決されることが望まれる。

最後に行政指導関連の協議が行われた。東海信越地区は、地方厚生局の区分では関東信越厚生局と東海北陸厚生局と管轄が二つに分かれているが、行政側でいわゆる平準化への取組みが進んでおり、地域差は少なくなっている様子がうかがわれた。本協議会后、5月末に行われた厚生労働省の行政事業レビューでも「医療給付の適正化」が取り上げられており、今後の動向に注意が必要だ。

（広報編集委員・井上 博 記）

第6分科会

広報・調査関係



第6分科会は広報・調査合同での開催。日歯から小谷田・稲垣両常務理事の二人が出席する贅沢な分科会となった。

広報担当の小谷田常務理事からは▽「生きがいを支える国民歯科会議」の進捗状況▽日経、毎日等、全国紙での日歯のアピール▽地方紙で各県歯と連携した地方紙広告▽新しいテレビCM▽「よ坊さん」DVD▽日歯ホームページのリニューアル▽各種シンポジウムやプレスセミナーの開催等、日歯広報の多彩な活動について報告を受けた。情報管理担当の稲垣常務理事からは、事業の4つの柱として▽調査▽図書館の管理▽情報管理▽レセックの開発について報告された。

広報関連では、各県歯の広報活動の内容及び予算やITを活用した情報発信や、日歯を含めた連携について協議された。

広報活動の費用対効果の検証については小谷田常務理事よりも発言があり「一つ一つの事業に関しての評価は必要」としつつも、医療／医業に関するものだけに費用対効果を算定することは非常に難しいとの認識が示された。

続いてプロジェクターを用いて各県歯のホームページを供覧しながら、それぞれの担当者が内容を説明。普段は見るできない各県歯の会員向けページも紹介された。基本的な構成こそ大きな違いはないものの、それぞれに担当者のこだわ

り、工夫があり参考になるものだった（ちなみに他県はホームページ作成をかなりの部分で外部委託し相応の費用を投じているが、三重県歯では委託を最小限にとどめた事務局「手作り」である）。

日歯と各県歯との連携事業として昨年から「いい歯の日」全国地方新聞掲載意見広告が始まったが、これは今年度も継続される。テレビCMについても様々に議論され、東海信越地区での連携の可能性を探る意見もあった。

調査関連では、調査の一元化、有効活用等について議論された。各県とも調査担当以外の部署が行っている調査、アンケートも多い。情報の効率的な活用という意味では一元化が望ましいが、現実には様々な壁が存在するようで、共通の悩みがうかがわれた。

日歯を含めた調査データ共有のためのシステム構築については稲垣常務理事から詳しく説明があった。こうしたシステム構築は、現在3か年計画で進められており、今年度は日歯内部の情報管理システムの構築とセキュリティ対策、電子会議室モデル、規約作成等に取り組んでいる。来年度以降、都道府県歯とのネットワーク構築に取り掛かる予定であり、そのために事前に都道府県歯のニーズ調査を実施、この秋には情報担当者の連絡協議会も開催されるとのことである。

（企画調査担当理事・桑名良尚 記）

東海信越地区 歯科医師国民健康保険組合 連絡協議会

東海信越地区の国保組合連絡協議会は、全歯連の豊間会長を迎えての開催。三重県歯科医師国保組合からは、橋本・武田両副理事長が出席した。

協議では、東海・信越両地区による歯科医師国民健康保険組合連絡協議会の規約等についての協議が行われ、原案通り可決された。

保険料滞納者への対応については、愛知・新潟両県国保組合から協議題が提出され、現在の歯科



医業経営の厳しさが改めて実感された。

付加給付（傷病手当金）についても各県の現状が報告された。静岡、三重は歯科医師会会員については5,000円×180日とほぼ同様で、愛知が10,000円×30日。6県のうち、岐阜、長野、新潟は全国歯科医師国保組合に加入しているが、全国歯では付加給付は行っていないとのことである。

東海・信越地区 歯科医師連盟連絡協議会

本会の連絡協議会に併せて、東海・信越両地区の歯科医師連盟の連絡協議会が開催され、日歯連盟からは片山理事と日置理事が出席した。

まず協議されたのは西村まさみ後援会の活動状況について。4月初めに中央後援会が発足してから2か月近くが経過したが、未だ地域への浸透は不十分である。歯科医師連盟の団結力を示すためにも危機感を持って臨むべきとの意見があった。



後半は各県歯連盟の選挙区対応について協議。政局が不安定な中で、各県とも地方議会等の状況も考慮しながら苦しい対応を迫られている。民主・自民双方の候補者に推薦を行ったのが4県あり、新潟は自民党候補のみの推薦、三重はどちらにも推薦を行っていない。

平成21年衆院選挙以降の連盟活動は、まだまだその方向性を模索しているのが現状だ。



日本歯科医師会 大久保会長挨拶

歯科医療の未来は 私たちの決断と努力次第

東京歯科大学創立120周年記念式典に出席していた日歯・大久保会長だが、新幹線から近鉄特急を乗り継いで三重県に駆け付け、協議会終了後の懇親会で次のように挨拶した。

日本は世界で初めて国民の平均寿命が80歳を超えた。室町時代くらいからついこの間までは「人生50年」とされていた。1950年に初めて平均寿命が60歳となったが、400年でわずか10年しか伸びていない。ところがその後の60年で20年も伸びている。こんな国は世界中どこにもない。

我が国は大きな正念場に立っている。日本の高齢社会が極めて悲惨なものになるか、それとも高

齢者に優しい「分かち合い」の社会へ進むのか。

そうした中で、口の機能を維持し、増進させる私たちの仕事、食べることや会話を通して、人生の最後まで国民の生活を支えるものでありたい。

歯科医療が日本の高齢社会を悲惨な状況から救い出す一つの手段になるかもしれない。それは日歯の戦略や考え方、そして地域で実践して戴く会員の力に懸かっている。

歯科医療は大変厳しい状況下にあるが、その未来は決して暗くはないはずだ。それは私たちの決断と努力に懸かっている。

東海信越地区歯科医師会役員連絡協議会 全体会議 報告／協議

平成22年度東海信越地区歯科医師会役員連絡協議会全体会議の報告と協議は、当番県の三重県歯・峰会長を座長に選出して行われた。

日歯報告、日歯連盟報告の他、当番県の事務引き継ぎと平成21年度の収支決算が三重県歯・芝田専務理事より報告された。

協議では平成22年度の収支予算案が滞りなく承認された他、次年度の当番県を規定に基づき長野県に決定した。



社会保険診療報酬に対する 特例措置について考える

事業税非課税措置と特措法第26条

三重県歯科医師会・会員事業部門担当常務理事

日本歯科医師会・税務委員会委員

齋藤 弘

毎年、秋の深まりが感じられる頃になると、「来年度も社会保険診療報酬に対する租税の特例措置の存続が決まりました」という報道があります。毎年のことなのになぜ大ニュースのように扱われるのか不思議に思っている方もいるでしょう。これは、いわゆる「社会保険診療報酬に対する事業税の非課税措置」と「社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法第26条）」が来年度も存続されます、という意味ですが、私たち開業医にとって社会保険診療報酬に事業税が課税されないことは当たり前のような感覚になっていますし、社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用していない方にとって特措法第26条はあまり興味のないものかもしれません。しかし、これら二つの特例措置は実は歯科医業で生活している私たちに大きな意味があるのです。

自民党政権のもと、50年以上にわたって毎年見直しが行われるたびに存続を勝ち取ってきた特例措置ですが、以前より「医師優遇税制だ！」という批判が高まっていました。昨年、政権政党が民主党に取って代わりましたが、そのマニフェストを見れば、いよいよ存続が安泰な状況ではなくなってきたことは明らかで、平成23年度に向かって決して安穩としてはられません。

今回、上記の二つの特例措置の持つ意味と重要性を先生方に再認識して戴くことができればと、その制定の歴史をまとめてみました。

以下便宜上、「社会保険診療報酬に対する事業税の非課税措置」を「事業税非課税措置」、「社会保険診療報酬の所得計算の特例」を「特措法第26条」と表記します。

■事業税非課税措置について

まず、事業税について簡単に理解しておきたいと思います。

私たちが毎年行っている税務申告には、課税対象額というものがあり、この課税対象額を基礎にして、個人の場合は累進税率により所得税が、法人の場合は一定税率または二段階税率により法人税が国税として課税されます。事業税は、所得税や法人税とは別に、個人・法人の事業の課税対象額（個人の場合は290万円の事業主控除後）を基礎にして、事業種類別の一定税率（医療保健業は5％）により課税される地方税です。

次に事業税の性格というものを理解しておきたいと思います。第一点として「事業税は物税」という考え方が挙げられます。

税の分類方法の一つに人税と物税があります。人税は応能（所得の多寡を対象）負担の原則により課税される税で、累進税率を採用している所得税が典型的なものです。物税は応益（事業、物を対象）負担の原則により課税される税で、固定資産税が典型的なものです。

事業税は「事業」という行為が課税対象であり、個人でも事業を行っていない人には課税されません。事業税の計算では所得金額を対象としていますが、あくまでも「事業」という限られた物に課税していることから、物税といわれています。

第二点として、「事業税は行政サービスの提供に対する応益分担である」という考え方があります。事業税は、個人事業者や法人が道路、港湾、教育、衛生その他の都道府県施設を利用して、収益活動を行っているわけだから、その利用した各種の行政サービスに必要な経費を分担すべきである、という考え方に基づいて課される税なのです。

もともと、租税・税とは、国や地方公共団体が、公共サービスを実施するための資源として、民間から徴収する金銭その他の財貨・サービスですが、医療界はこれまで、医療の「公益性」「非営利性」を盾に、事業税非課税措置存続の必要性、必然性を訴えてきています。医療は公益性・非営利性を

有していることから、医療という事業そのものが、国や地方公共団体が行う公共サービスの性格を強く有しているという主張です。従って、そういった公益・非営利な事業である医療に対して事業税を課すべきではない、というわけです。

これについては、さらに以下のような理由付けが行われています。

- ① 医療は利益を目的とした営利事業ではないことが、医療法、歯科医師法、医師法に明記されている。従って、自由経済社会にある日本の歯科医師・医師は、応召義務により、患者が治療費を払えない場合や、自己の勤務時間外といった歯科医師・医師にとっての不利益理由では治療を拒否することはできない。
- ② 医療の公益性と電気・ガス供給業の公益性を比較し、同様に事業税を課税すべしとの意見がある。しかし、企業は配当が認められている一方、医療機関は医療法によって営利目的の開設は禁じられている（医療法第7条第5項）。医療を収益事業と評価し課税対象とされるのであれば、地域における歯科医師・医師の行う学校や保健所での健診等の保健サービスには営利事業並みの報酬を期待したい。
- ③ 医療を営利事業として取り扱うのであれば、公益性・非営利性を返上しなさいということになる。ある場面では公益性を求め、一方では利益事業として課税するのであれば一貫性はなく、事業税非課税措置を廃止するのであれば本末転倒である。

もし、事業税を課税し、その代わり救急医療や学校医の報酬等をもっと適切なものにすれば、非課税にしている場合よりはるかに多額の費用がかかるという意見もあるようです。

■特措法第26条について

これは社会保険診療報酬が年5,000万円以下であれば、それに係る必要経費は実額計算するこ

となく、報酬の階層ごとに決まった経費率で計算することができるというものです（下表参照）。

昭和54年分以後		昭和64年分以後	
年間の社会保険診療報酬階層	経費率	年間の社会保険診療報酬階層	経費率
2,500万円以下の部分	72%	2,500万円以下の部分	72%
2,500万円超3,000万円以下の部分	70%	2,500万円超3,000万円以下の部分	70%
3,000万円超4,000万円以下の部分	62%	3,000万円超4,000万円以下の部分	62%
4,000万円超5,000万円以下の部分	57%	4,000万円超5,000万円以下の部分	57%
5,000万円超の部分	52%	特措法第26条は適用しない。	

この特措法26条についてもその生い立ちを見ておきたいと思います。

この条文は昭和26年に日本医師会が、診療報酬の1点単価を18円に引き上げるよう要求し保険医総辞職を決めたことに対して、それでは国民皆保険制度が維持できないとした国が「社会保険診療報酬に対する課税の特別措置（所得率30%）によって、実質15円に近い線とするよう努力する」と約束したことに始まっています。つまり、診療報酬引き上げの要求に対して減税措置で対応したわけです。

その後、様々な攻防がなされた結果、昭和29年には「租税特別措置法の一部改正案」によって所得率が28%に引き下げられましたが、その際、「本法案は、社会保険診療報酬の適正化までの暫定措置であるから、政府は速やかにこれの実現を図るよう善処されたい」という付帯決議が行われています。

この一律72%（所得率28%）の概算経費制度は紆余曲折を経ながら、昭和54年にいわゆる5段階制度になるまで存続されました。

昭和54年の税制改正大綱の中で、「収入金額が違うのに経費率1本というのはおかしいのではないか」ということで、社会保険診療報酬の特例を53年度限りで廃止し、54年度以降はいわゆる5段階による概算経費率制度とすることが決められま

した。その際にも「社会保険診療報酬の特例については、社会保険診療報酬の推移、医業のもつ特殊性とその健全な経営の確保等を総合的に配慮しつつ、合理的な税制の在り方を更に検討すること」という付帯決議がなされています。

昭和63年には、社会保険診療報酬が年5,000万円を超える者について課税の特例を除外することが決まり、これが昭和64年分の所得から適用され現在の4段階制度となっています。その法定経費率は上表右欄に示したとおりです。

この特措法第26条が、いわゆる医師優遇税制であるとして槍玉に上がっていることに対して、医療界は以下のような立場を取っています。

「この特措法第26条は、我々が作ってくれと要望してできた措置ではなく、議員立法で国が提案したものである。つまり国民皆保険が軌道に乗るまではこれで我慢してくれという、診療報酬の適正化の実現までの暫定措置だったはずである。だからこそ国は『速やかに診療報酬の適正化をやれ』という付帯決議をしているわけである。『診療報酬の適正化』がきちんと行われれば、我々としてはこのような『優遇だ、優遇だ』と言われるような特別措置はのしを付けて返上することはやぶさかでない」。

■二つの特例措置が撤廃となった場合の影響について

<事業税非課税措置が撤廃された場合の影響>

日本歯科医師会税務委員会は平成18年分の歯科医業経営内容調査検討資料を元に以下の検証を行っています（細かい計算方法は省略）。

現在、社会保険診療分以外の診療、すなわち自費診療収入には事業税が課せられていますが、これは一診療所当たり平均15,200円です。さらに、社会保険診療報酬にも課税された場合には一診療所当たり平均393,100円となり、377,900円増加します。全国歯科診療所約68,000件の合計は256億9,720万円の増加となります。

<特措法第26条が撤廃された場合の影響>

上記と同様、日本歯科医師会税務委員会は平成18年分の歯科医業経営内容調査検討資料を元に以下の検証を行っています。

日本歯科医師会全会員の78%は社会保険診療報酬が年5,000万円以下であり、その41%が特措法第26条の適用を受けていますから、全会員の32%が同法を利用していることになります。同法適用可能診療所一件当たり平均軽減所得税額は255,373円であり、社会保険診療報酬額が年5,000万円以

下の歯科医療機関の割合は78%であることから、同法撤廃によって歯科診療所における所得税増税額は全国で約133億円と推計されます。

また、この増税額は当然住民税にも及ぶこととなります。同様の計算によって同法適用可能診療所一件当たり127,672円の増税となり、全国で67億円と推計されます。

従って、所得税と住民税を合わせた増税額は約200億円となり、全歯科診療所の32%が同法適用者であることから、適用者1件当たり平均増税額は93.3万円と推計され、同法の重要性が明確に示されました。

税務委員会の検討結果から得られた事業税による影響：約257億円、特措法第26条による影響：約200億円は、近年の歯科医療費2兆5,000億円と比較すると、それぞれ歯科医療費全体の1.0%、0.8%となり、両者で1.8%を占めることとなります。通常の診療における経費率を80%とすると、9.0%の収入増を図らないと同等の可処分所得が得られないことになるわけです。

■今後の対応

近年の医業経済実態調査によって、医科診療所の年間所得は2千数百万円に及び、これをもって、「もう特措法第26条はいらないだろう」という論説がある新聞に掲載されました。先述の「診療報酬の適正化」は既になされているという考え方で、一方、歯科診療所の年間所得は1千万円強と医科診療所の半分程度です。この問題を歯科・医科を一括りで議論されることは、私たちにとって極めて大きな危険をはらんでいます。

しかしながら、「特措法第26条がなくなったら何万円の損だ、事業税が課されたら何万円の増税だ」という論調では、国民の理解を得ることはで

きません。

日本歯科医師会税務委員会では、平成23年度の税制改正に対する要望書を鋭意作成中ですが、歯科医業の公益性・非営利性といった議論を前面に打ち出し、国民の理解を得ることのできるロジックを展開していくことが重要であると考えています。

医療は国民にとって社会資本であり、供給側である医療機関の経営的安定が得られなくては、安心して受診できる安全な医療は望めない——、これを強く訴えていかなければならないのです。

（了）

4月 理事会 報告

平成22年4月8日（木）
三重県歯科医師会館

公益法人制度改革に関する 今後の対応について協議

会長挨拶

3月21日（日）の定時代議員会で公益法人制度改革における本会の方向性に関する議案が、賛成多数で可決・成立した。今後は支部の対応も含めた具体的な検討を進めていくことになる。

今月は、支部長会並びに総会の開催が予定されているので、こうした場を通じてさらに議論を深めていきたい。



報告事項

1. 会長報告

3月29日（月）に第103回歯科医師国家試験の合格発表があった。全体の合格率は69.5%で、2回目以降の受験者が43.9%とかなり低くなっていることが気に懸かる。新卒者に限れば81.6%とやや改善しているようにも見えるが、卒業判定の時点でかなり絞り込まれていることも留意しておく必要があるだろう。

不適切問題として採点除外されたものが18題あり、これによって合格率が調整されているのでは

ないかという見方もあるが、いずれにしても合格率が70%程度しかないというのは学生の質の問題も大きいのではないかと考えている。

2. 一般会務報告

- ・ 無料職業紹介事業報告（累計）：求職7件、求人71件、紹介2件、まとまったもの0件
- ・ 4月、5月行事予定
- ・ 職員の採用並びに職務区分の変更について

3. 各委員会事業報告

■社会保障部門

[社会保障]

- ・ 都道府県社保担当理事連絡協議会及び東海信越地区社保担当理事連絡協議会（3/10）、診療報酬改定説明会（出席者数752名）及び支部社会保障担当者連絡協議会（3/28）について報告

◆会員事業部門

[医療管理]

- ・ 歯科相談5件
- ・ 救急医療情報センター評議員会（3/17）、支部医療管理担当者連絡協議会及び医療管理委員会（3/18）、松阪支部医療安全講習会（3/25）について報告
- ・ 歯科衛生士近鉄車内広告掲載について協議。

[学 術]

- ・ 学術委員・支部学術担当者連絡協議会(3/18)、第12回朝日大学歯科医師臨床研修指導医講習会の開催、平成22・23年度日歯生涯研修事業(認定研修会一覧)について報告

[福祉厚生]

- ・ 互助会第1部の支給について承認。

●地域保健部門

[公衆衛生]

- ・ 三重県訪問看護ステーション連絡協議会(3/9)、三重県公衆衛生審議会(3/12)、三重県小児保健学会理事会(3/14)、三重県学校保健会理事会(3/25)について報告
- ・ 平成22年度8020運動推進特別事業(案)について報告
- ・ 歯科健康診断における「CO(要精検)」について報告
- ・ 歯の衛生週間事業について協議。

[障害者治療]

- ・ 救急処置講習会(3/7)、障害者委員会(3/7)、障害者歯科センターの22年3月分診療実績について報告
- ・ 障害者歯科センター受付改装工事についての報告及びエックス線撮影装置のデジタル化について協議。

▲情報処理部門

[広報編集]

- ・ 中日新聞「歯のオアシスPart2」掲載：3/10「X線検査」、3/30「インプラント」(22年度は月1回とし、内容を少し変更する予定)
- ・ 「ご当地よ坊さん・三重県版」の日歯作成デザイン案について報告
- ・ 「歯のオアシス」冊子版について協議。

[企画調査]

- ・ 第4回企画調査委員会(3/18)について報告

★臨時委員会

[コ・デンタルスタッフに関する協議会]

- ・ 歯科衛生士就労状況アンケートの検討状況について報告

[その他の報告]

- ・ 災害時の対応・体制に関する委員会(4/1)について報告



承認事項

- ・ 会員数：一般692名、勤務24名、終身131名、特別3名、法人7、合計857名。
- ・ 入会5名1法人(承認)
 - 濱口文則先生(松阪支部)
 - 奥野高志先生(伊勢度会支部)
 - 中川貴晴先生(伊賀支部)
 - 山下知彦先生(四日市支部)
 - 佐野乃里江先生(四日市支部)
 - 済生会松阪総合病院(松阪支部)
- ・ 死亡退会1名 中村宗矩先生(津支部)

協議事項

- ・ 平成22年度事業計画について
- ・ 支部長会の招集並びに附議事項について
 - 招集日時：4月29日(木)午前10時
- ・ 第75回定時総会の招集並びに附議事項について
 - 招集日時：4月29日(木)午後2時
- ・ 公益法人制度改革への対応について
- ・ 東海信越地区歯科医師会役員連絡協議会について

4月 支部長会 報告

平成22年 4月29日（木）
三重県歯科医師会館

公益法人制度改革への対応について 各支部が現時点での方向性を示す

ゴールデンウィーク初日の祝日に平成22年度最初の支部長会が開催された。各委員会からは22年度の具体的な事業が示され、公衆衛生、医療管理関連で支部長からも多くの質問が出た。協議では公益法人制度改革への対応について、各支部長が現時点での方向性について報告した。



会 長 挨 拶

前回（2月）の支部長会から現在までの間に国政では様々なことが起こった。自民党から与謝野議員や舩添議員が離党した一方で、普天間基地問題の行方が全く見えてこない状況の中で鳩山首相が追い詰められ、民主党を中心とした連立政権の支持率は70%から20%台まで低下している。

アメリカをはじめ諸外国では経済回復の兆しが見えてきた感もある。日本が現在の政局をうまく乗り切らなければ、そうした動きから取り残され

るのではないかと危惧している。

昨年度から日本歯科医師会をはじめ私たちの組織は役員任期を3年から2年としたが、日歯はすでに次期会長選の準備に取り掛かっており、2年任期の慌ただしさが実感される。

公益法人制度改革への対応については3月定時代議員会でその方向性が決まった。今後は支部の対応も含めて検討していこうと考えているので、今日はその点についても議論して戴きたい。

報 告 事 項

1. 会長報告

今年の歯科医師国家試験の結果が発表された。合格率は新卒者で81.6%、既卒者で43.9%だった。「歯科医師需給問題が国家試験の合格率の低下により解決される」という見方をする人もいる。例えば平成13年の合格者数が3,125名だったのと比べ、今年は2,408名と確かに減少はしているが、依然として毎年2,400名程度の新規参入があり、数の上でも厳しい状況と捉えるべきだろう。

歯科医師会が公益法人へ移行しようとする際の障害の一つが改正保険業法であるが、民主党政権で一部見直しが図られておりハードルが若干低く

なりそうだ。ただし日歯の予算の中では年金、共済の比率が高いため公益事業比率の問題が残る。また、日本歯科医学会への補助金の取扱いについても検討が必要である。三重県歯科医師会の場合は会員数が1,000名以下であるため保険業法の適用から除外されており、互助会を含めた予算でも公益事業比率の基準はクリアできている。

日本医師会の会長に民主党に近い原中勝征氏（茨城県）が選出された。三重県医師会の会長には加藤正彦氏が選出され、民主党支持を表明している。

2. 一般会務報告（芝田専務理事）

(1) 会員数（平成22年4月1日～4月27日）

入会6名、退会1名、会員数857名。

(2) 日歯会長選挙 選挙人の選出について

日歯会長選挙 選挙人の選出についてのタイムスケジュール案の説明。6月中に各支部により選挙人候補者を選出し、7月29日(木)、第206回定時代議員会において選挙人選出選挙を実施する。



3. 各委員会事業報告

〔公衆衛生〕中井常務理事

○8020運動推進特別事業年間予定について

厚生労働省より三重県に本事業について減額の通知が届いた。現在、再申請している状況である。

本年度は研修会を5回開催する予定。学校歯科保健指導については11校で実施できるように予算化している。学校歯科医を中心に企画し、歯科衛生士（三重県歯科衛生士会と8020推進員）が協力する。フッ化物洗口推進事業は保育所、保育園中心に7施設程度を予定している。地域8020運動推進協議会の開催日程の調整をお願いしたい。

○母子保健推進リーフレットの作成について

県内母子手帳配布者を対象に年間16,000部程度を配布する。

○第38回産業歯科医研修会について



○「歯のパスポート」について



平成13年度より6歳臼歯を守るための啓発ツールとして小学校入学時に配布している。同パスポートを持参した場合、原則として歯科健診を無料で行って戴きたい。必要な歯科処置については保護者に説明した上、有償で行う。

○三重県歯科衛生士会による地域歯科保健実践事業について

三重県健康福祉部が8020運動推進特別事業の一部を三重県歯科衛生士会に委託したもの。事業内容は、1) まちの保健室、2) 中学校での歯科保健指導、3) 妊産婦歯科保健指導、4) 子育て応援歯磨き隊。

〔学 術〕 辻(哲)理事

○平成22年度日歯生涯研修セミナー地区開催について

6月27日(日) 10:00~16:00

「歯科医療の新たな潮流

ー再生医療と最新歯科治療ー」

山口 朗先生(東京医科歯科大)

須田英明先生(東京医科歯科大)

〔社会保障〕 羽根常務理事



○行政指導について

今年度の集団的個別指導対象医療機関は71件、個別指導対象医療機関は35件。個別指導の対象患者の通知時期が変更になる。従来は3日前に20件だったが、今年度は3日前に15件、さらに前日に15件が通知される。

○MT病名のみの歯管算定の注意について

○補綴物の作製を国外に委託する場合の使用材料の指示等について

海外で作製された補綴物は保険給付の対象とならない。国外に補綴物を委託する場合の診療録等の記載が必要である。

○指定更新時の集団指導について

保険医療機関の指定は6年ごとに更新されるが、更新医療機関を対象とした集団指導が実施されることになった。今年度は平成23年2月に開催予定。

〔医療管理〕 齋藤常務理事

○医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱及び要領の一部改正について

○労働安全衛生法に基づく定期健康診断における胸部エックス線検査等の対象者の見直しに関する改正について

感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている歯科診療所では胸部エックス線検査は必要である。

○歯科衛生士就労状況についてのアンケートの実施について

平成22年秋に歯科衛生士の卒後研修・復職支援講習会を実施予定。三重県健康福祉部と三重

県歯科医師会が、県内各歯科衛生士養成学校の協力を得て、卒業生に対し事前アンケート調査を行う。

- 会員歯科診療所ホームページのガイドライン（日歯）

県歯ホームページの会員Onlyに掲載。

- 電子マニフェストシステム（JWNET）のアクセス方法の変更について

5月4日よりWeb方式の新システムに変更になる。初回のログインの際に、現行パスワードを新システム用に変更する必要がある。

- ゴールデンウィーク中の各支部診療状況について
- みえ歯科技工士人材バンクについて

〔広報編集・企画調査〕太田常務理事

- 『三歯会報』歯の衛生週間事業記事原稿依頼について

- 県歯広報編集委員及び支部広報担当者合同連絡協議会の開催（6月10日（木））について

- 第1回ウェブアンケート「平成22年度診療報酬改定について」について

メールマガジン読者を対象に行い15%（59名）から回答を得た。

〔国保組合〕武田理事

- 平成21年度特定健診結果について

平成21年度の受診率は51.41%。昨年度（51.33%）よりわずかに増加した。

関連質疑

- Q：山本支部長（志摩）

「歯のパスポート」は各会員に配布しているのか。

- A：中井常務理事

過去には送付していたが、現在は行っていない。必要であれば検討したい。

- Q：生川支部長代理（亀山）

「パスポート」を持参した患者に対するフッ化物塗布はどのように取り扱えばよいのか。



- A：中井常務理事

通常通り有償で取り扱って戴いて構わない。「パスポート」P.12に「費用については歯科医院にお問い合わせください」と記載してある。

- Q：渡部支部長（鈴鹿）

「パスポート」P.12右下隅にある「8020チケット」について説明してほしい。



- A：中井常務理事

「8020チケット」は「パスポート」がどの程度活用されているかを把握するためのものであり、切り取って県歯宛に送付して戴きたい。

- Q：生川支部長代理

学校歯科医が、学校歯科保健指導の事業を活用することは可能か。

- A：中井常務理事

対象地域の学校歯科医であれば可能である。

- Q：渡部支部長

学校歯科保健指導の事業における予算について教えて戴きたい。

A：中井常務理事

学校歯科保健指導の事業では、学校歯科医は除き歯科衛生士と8020推進員への報酬を予算立てしている。

Q：浅野支部長（四日市）

三重県歯科衛生士会による地域歯科保健実践事業として中学校での歯科保健指導が行われる際に、学校歯科医に連絡があるのか。



A：中井常務理事

これは三重県が歯科衛生士会に直接委託している事業であり、その旨を本会会員に周知して戴きたい。

A：峰会長

地域歯科保健実践事業については、地域の歯科医師会が把握しているべきなので歯科医師会に速やかに連絡するように要請する。

Q：浅野支部長

海外で作製されている補綴物について、三重県下での使用状況はどの程度か。

A：齋藤常務理事

三重県では海外補綴物調査を行っていないので把握していないが、他府県では7%程度との報告がある。

Q：生川支部長代理

亀山支部でも歯科衛生士の復職支援事業を計画しているが、県歯と合同で行うべきか。

A：峰会長

支部単独でも行ってもらって構わない。歯科衛生士確保には多方面からのアプローチがあって良い。

Q：鎌谷支部長（津）

津市では歯科衛生士会の組織率が低く何らかの支援ができないか検討している。他支部でそうした支援を行っているところがあれば教えて戴きたい。

A：服部支部長（桑員）

桑員支部では企業健診に当たって募集する歯科衛生士を歯科衛生士会会員に限定したところ、同会の入会者が増えた。歯科衛生士会の会員にメリットがある事業を歯科医師会から提供するようにしている。



Q：服部支部長

私立歯科大学協会が「歯科医はワーキング・プアではない、低収入ではないのでたくさん受験して欲しい」と学校に呼び掛けている。誤った現状認識だと考える。こうした不適切な情報発信に対し、日歯としてきちんと対応をして戴きたい。

A：峰会長

私立歯科大学協会は経営維持のためにこうした表現をとらざるを得ないのだろう。国試の合格率が低下し、年間2,400名程度の合格者となっているが、現行の医療制度の下での適正な新規参入数は1,000名くらいだろう。日歯としては、これまで定員削減を働きかけてきている。一方で、医療制度が変われば現行数でも歯科医院経営が安定する可能性もある。歯科学士の学力が低下しているという質の問題もあり、優秀な学生が確保できるように、教育制度も含め変えていかなければならないだろう。

協 議 事 項

○公益法人制度改革について

芝田専務理事



公益法人制度改革に関する今後の作業としては▽新法人用の定款・諸規定の作成▽関係団体役員兼務の見直し▽支部の移行準備のための助言・指導が必要になると考えている。

現在、特例民法法人である5支部（四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢度会）は一般または公益社団法人への移行を、現在、任意団体である6支部（桑員、亀山、志摩、尾鷲、南紀、伊賀）は任意団体のままか、一般または公益社団法人への移行を選択することになる。現時点での支部の方向性についてお尋ねしたい。

服部支部長（桑員）

一般社団法人へ移行する方向で、来月の総会で会員に説明する予定である。

浅野支部長（四日市）

2月に機構改革委員会の人選を終えたところ。一般か公益か現時点では五分五分。公益事業費率はクリアできそうだが、公益認定やその後の維持管理のコスト等が問題だと考えている。

渡部支部長（鈴鹿）

先週の支部総会で非営利型一般社団法人に移行すると決まった。非会員が集まって公益社団を取得するというような事態が起こった場合は、公益を目指すこともあり得る。公益目的支出計画や定款作成について専門家と相談している。

生川支部長代理（亀山）

支部総会で、一般社団法人への移行を目指していくことが決まった。反対者もなかった。

鎌谷支部長（津）

一般社団でも公益資産の償却等で経理的には公益社団と同等の手間やコストが掛かるし、行政から助成金・交付金に関して公益法人の会計に近い水準の説明を求められる現状を考慮すれば、公益社団法人を目指したいと考えている。



長井支部長（松阪）

当初は公益社団法人への移行を検討していたが、松阪の三師会で話し合った結果、現時点では一般社団法人を選択する可能性が高い。



藤田支部長（伊勢度会）

一般社団法人へ移行後に公益社団法人への移行を検討したい。



山本支部長（志摩）

任意団体のままで、社团格の取得は全く考えていない。任意団体から一般社団法人への移行が困難ではないことは承知しているが、その際の様々なコストが小規模の支部にとっては負担が大きいと判断している。



宮原支部長（尾鷲）



先の支部総会で一般社団法人に向けて準備をすることとした。ただし任意団体のままという可能性もある。

須川支部長（南紀）

法人格の取得を予定している。



矢谷支部長（伊賀）

役員会で一般社団法人への移行を念頭に話し合っている段階である。



○支部長よりの提案事項について

[三重大学教育学部附属校の校医・園医について]

鎌谷支部長（津）

三重大学附属校の校医は、従来津歯科医師会より推薦していたが、平成16年の独立行政法人移行に伴い、校医報酬の金銭的な問題により推薦していた校医が職を解かれ、以後、大学附属病院の歯科医師が健診のみを行い、学校歯科保健の業務が実施されていない状況にある。県歯の見解を伺うとともに、改善のためにご尽力をお願いしたい。

中井常務理事

公立学校の学校医は地方公務員の非常勤特別職であるが、国立の学校医は国家公務員の非常勤一般職となる。特別職の場合は地方公務員法の適用を受けないが、一般職の場合はその限りではない。行財政改革の中でこのような改革がなされたのではないかと。歯の衛生週間事業等の学校保健事業に協力して戴くことは重要であり、児童生徒の口腔保健の向上のために学校と話し合う必要があると思われる。報酬について県歯は交渉できる立場にはないが、学校歯科保健に対する情報提供等を行っていききたい。

峰会長

独立行政法人としての会計の問題もあるのだろう。学校歯科医の選定に関して我々が関与することはできないが、歯の衛生週間事業への協力を含めた学校歯科保健業務のあり方については県歯としても働きかけていく。

〔歯の衛生週間事業について〕

鎌谷支部長（津）

歯の衛生週間事業で「よい歯の児童生徒」のみ「審査並びに表彰」とし「コンクール」という名称を使用していないことに特別な意味があるのか教えて戴きたい。また、少子化により多くの学校で児童数が減少し、よい歯の児童生徒の学校代表を選出すること自体が困難になってきている。この事業に対する意義について疑問視する声も聞かれ、今後は見直しを考える必要もあろうかと思われるが県歯の意見は如何か。



中井常務理事

三重県では昭和30年度より「よい歯のコンクール」という名称でこの事業を行ってきたが、昭和47年に現在の「よい歯の児童生徒審査表彰」になった。あえて「コンクール」という表現を避けたわけではないと思う。ただし他の団体と共同で行っている事業なので本会の一存で名称変更はできず、他団体と協議していく必要がある。

三重県の12歳児のDMFTは全国的に下位にある状況であり、このような啓発事業は必要であるとの見解を持っている。しかしながら、先生方の大変な労力に見合うだけの成果が表れないのであれば、検討が必要と考える。



〔母と子のよい歯のコンクールについて〕

山本支部長（志摩）

母親のいない家庭での父親の参加、表彰の件については昨年の支部長会で質問があった。この事業が母子保健法に基づくことは承知しているが、県歯から日歯、日歯から厚労省へ積極的に働きかけて良い時期に来ているのではないか。

中井常務理事

三重県下ではすでに、津、松阪、伊勢度会の各支部で「親と子のよい歯のコンクール」として実施されている。県歯としては、こうした地域での柔軟な対応を求めてきた。中央での審査は母子保健法に基づく事業である以上、法改正がなければ母親に限られている。

峰会長

現代は離婚により父親が育てていたり、共働きにより祖父母が育てていたり、家庭環境が多様となっている印象はある。実際に父親がどの程度こうしたコンクールに参加しているのか統計的なデータを収集して戴ければ、今後の検討、働きかけの参考になると考える。



（広報編集委員・杉山拓紀 記）

第75回 定時総会 報告

平成22年 4月29日（木）
三重県歯科医師会館

平成21年度一般会務報告等及び 平成20年度各会計決算報告

峰会長から、政権交代を含め大きな変化のあった平成21年度全般、さらに歯科医師国家試験の結果を含めた直近の話題について報告があった後、

芝田専務理事が一般会務、各事業関係、さらに第204回定時代議員会で承認された平成20年度各会計決算について報告した。



報 告

- (1) 会長報告
- (2) 一般会務報告
- (3) 各事業関係報告
- (4) 平成20年度各会計決算報告

表 彰

県歯国保組合健康組合員家庭表彰

第78回 通常総代会 報告

三重県歯科医師協同組合

平成22年 4月29日（木）
三重県歯科医師会館

平成21年度歳入歳出決算等を承認



報 告

平成20年度事業報告に関する件

議 事

議案第1号

平成21年度歳入歳出決算に関する件

議案第2号

平成21年度剰余金処分に関する件

二つの議案については滞りなく可決された。

▲三重県歯科医師会会員の皆様へ広報編集委員会からのお知らせ

えっ、
まだ登録
していないの？

三重県歯科医師会では、すでに約50%の会員が
会員宛配布物E-MAIL & メールマガジン配信の
登録をしています。



会員宛配布物E-MAIL 配信登録

登録者に専用メールアドレスを割り当て！ 冊子・ポスター等を除くほとんどの文書をデータ
配信！ 県内どこでも同時に届く！ 紙ごみ減量、ちょっとエコ♪

三重県歯科医師会メールマガジン

E-MAIL 配信登録者に毎週メルマガも配信！ 三重県歯科医師会の最新情報がいち早くお手元
に！ ホームページ更新情報掲載、新着情報を見逃さない！ 毎月歯科関連ニュースクリップ
をお届け、ネットサーフィンをする暇のない忙しいあなたに最適！

さあ、三重県歯科医師会ホームページ・会員Onlyトップページから

「E-MAIL 配信申込みはこちら」

<http://www.dental-mie.or.jp/only/mail/mousikomi.html>

に、今すぐアクセス！

災害伝言 ダイヤル

1 7 1

会員の皆様へのお願い

大規模災害発生時には、通常の電話
やファックス等の通信手段が使用不能と
なる可能性があります。

会員各自が、右に示すような災害時
用の連絡手段を講じて、自身の安否や
診療継続の可否について、自発的に連
絡して戴くようお願いします。

✓ 災害時の連絡手段

- 支部の連絡網
- i モード災害用伝言版サービス
- NTT災害伝言ダイヤル（171）

詳しくは、**大規模災害時歯科活動マニュアル**
(三重県歯科医師会作成／オレンジ色のファイル)
を、ご参照下さい。

5月 理事会 報告

平成22年5月9日（日）
三重県歯科医師会館

東海信越地区役員連絡協議会の 運営について協議

会 長 挨 拶

先月末、無事に総会を終えることができた。長い連休も明けて、今年度の様々な事業が本格的に動き出すことと思うが、今月は本県が当番として開催する東海信越地区役員連絡協議会が控えている。有意義な協議会となるよう、各部門ともしっかりと準備して戴きたい。



報 告 事 項

1. 会長報告

4月22日(木)の日歯定例記者会見で大久保会長が平成24年度の診療報酬と介護報酬の同時改定について述べている。他職種との連携も含め、これに対応する委員会を立ち上げ、次期執行部にしっかりと申し送りするとのことである。需給問題にも触れ「歯科医の質の確保ということに関して需給問題を考えていきたい」としている。

公益法人制度改革への対応については、日歯も今年度中に、公益移行を果たすための準備を進める予定である。これに関連して日歯が改正保険業法について金融庁から説明を受けている。「保険業法改正時に規制適用除外にならなかった共済事業について、当分の間、運営が継続できるよう措置を講じる法案を今国会に提出する予定」とのことであり、今後の動向が注目される。

4月28日(水)、日本がん治療認定医機構が歯科口腔外科のがん治療認定医を新設し、47名を認定

した。日本がん治療認定医機構は、がん治療の水準向上のための教育セミナーや認定事業に取り組んでいる団体である。これを含めた認定医制度を巡る様々な動きについて注視していく必要がある。

2. 一般会務報告

- ・ 無料職業紹介事業報告（累計）：求職5件、求人51件、紹介2件、まとまったもの1件
- ・ 5月、6月行事予定



3. 各委員会事業報告

■社会保障部門

[社会保障]

- ・ 平成22年度第1回社保委員会(4/22)、『保険診療の手引』改訂作業の進捗状況、社保通知No2・3(4/23郵送)、4/30付疑義解釈(その3)、オンライン請求医療機関・調剤薬局に対する振込額明細データの提供(支払基金)について報告

◆会員事業部門

[医療管理]

- ・ 歯科相談5件
- ・ 職業説明会打合せ、歯科衛生士アンケート打合せ(4/22)、三重県救急医療情報システム検討会(4/22)、歯科助手講習会(4/18、4/25)、歯科衛生士近鉄車内広告掲載、電子マニフェストシステム(JWNET)／Web方式の新システムへの変更(4月30日L-NET通信)について報告
- ・ 映画館での広告について協議。

[学 術]

- ・ 日本歯科医学会学術講演会事前打合せ(4/16)、平成21年度日歯生涯研修ライブラリーの評価について報告

[福祉厚生]

- ・ 互助会第1部の支給について承認。

●地域保健部門

[公衆衛生]

- ・ 第1回支部公衆衛生担当者・公衆衛生委員合同連絡協議会(4/15)、三重県・三重県教育委員会・三重県歯科医師会公衆衛生事業打合せ会、第1回公衆衛生・広報編集合同委員会(4/22)、

口腔ケアステーション基盤整備モデル事業第1回準備委員会(4/30)、日本学校歯科医会「学校歯科医生涯研修制度基礎研修会」日程、児童虐待防止に関する取材、三重県歯科保健大会実行委員会について報告

- ・ 地域医療再生計画基金について協議。

[障害者治療]

- ・ 第1回障害者委員会(4/22)について報告
- ・ 22年4月分診療実績報告

▲情報処理部門

[広報編集]

- ・ 第1回広報編集委員会、第1回公衆衛生・広報編集合同委員会(4/22)、『歯のオアシス』冊子版の進捗状況について報告
- ・ 中日新聞「歯のオアシスPart3」掲載：4/27「コ・デンタル」
- ・ 三重テレビ『歯チカラ』について協議。



[企画調査]

- ・ メルマガ・第1回ウェブアンケート結果について報告
- ・ メルマガ・第2回ウェブアンケート(案)について協議。

承認事項

- ・ 会員数：一般692名、勤務24名、終身130名、特別3名、法人7、合計856名。
- ・ 入会1名(承認) 飯田 務先生(津支部)
- ・ 死亡退会2名 中井義和先生(伊賀支部)
萩こてふ先生(桑員支部)

協議事項

- ・ 東海信越地区歯科医師会役員連絡協議会について
- ・ 会務並びに事業の運営について
近畿2府7県総合防災訓練について

◆歯科助手 講習会

Member Business Section

平成22年度歯科助手講習会

4月18日（日）・4月25日（日）

5月20日（木）・5月30日（日）

三重県歯科医師会館

会員診療所を支える新人スタッフが 4日間のコースで日歯の歯科助手資格認定

平成22年度歯科助手講習会が上記の日程で開催された。本事業は日本歯科医師会からの委託事業として行われており、原則として会員診療所に勤務する歯科助手を対象に毎年実施している。今年度は60名が受講。三重県歯科医師会より履修証書、日本歯科医師会より歯科助手資格認定証の交付を受けた。

【第1日目】

歯科助手講習会のスタートに当たり齋藤常務理事が挨拶。歯科診療所で歯科助手が果たす役割の大切さを伝え、参加者の積極的な取り組みへの期待を述べた。

午前中は本会・社会保障担当の羽根常務理事が保険診療の仕組みや医療事務の基礎知識等、受付が知っておく必要がある事柄を解説した。

午後は毎年好評の「歯科助手の心得と一般教養・接遇向上セミナー」と題したオフィスプレイズ代表の目賀田美奈子氏の講演と接遇実習。挨拶やお辞儀の仕方、言葉遣い、相手との距離、目線の方角等、社会人として知らなければならない事柄について、実践も加えながら解説された。

【第2日目】

午前中は齋藤常務理事による「歯学概論と消毒法」の講義。歯科界の現況、歯科助手の要件と業務、診療補助と介助の違い、X線防御、個人情報保護、モニターペーシェントへの対応等、多岐にわたる内容を分かりやすく説明した。さらに現在の歯科助手に求められる滅菌消毒、院内感染予防等の基礎知識について学んでもらった。

午後は医療管理担当の林理事より「歯科用器具・器械・材料・薬品」について、毎日の診療で使用頻度の高い印象材、石膏、充填材料等の取扱いや材料の特徴、使用上の注意点等を講義。特に医療監視で重視されている劇薬の取扱いについても詳しく説明した。



[第3日目]



この日は医療管理委員に㈱G Cから迎えた歯科衛生士2名、歯科技工士1名を加えた強力な講師陣を揃えて終日の実習。受講生は4グループに分かれて、「アルジネート印象、石膏の取扱い」、「シリコン印象」、「セメント錬和」、「救急処置」の各テーマについて、それぞれ1時間ずつの実習を行った。今年は例年よりもやや受講生が少なかった分、参加者一人一人に目の行き届く、充実した実習となった。



[第4日目]

最終日となるこの日は、診療の流れや介助のポイント等、歯科診療所の一員として知ってもらいたい内容についての各分野別講義。午前は臨床概論（林理事）・保存治療（山本委員）・補綴治療（林理事）、午後は口腔外科・インプラント（久保委員）・歯周治療（荒木田委員）・矯正治療（橋爪委員）と、医療管理委員らが分担して行った。

長時間の講義を終えて全日程を修了。最後に代表者に対して、齋藤常務理事から履修証書が授与された。

（医療管理担当理事・林 尚史 記）

受講者体験記♪

津市・三谷 佳都美さん

医療従事者として今の歯科医院で働くようになって3か月。毎日の診療が勉強の場である私にとって、今回の歯科助手講習会はとても意味のある4日間でした。

初日のセミナーでは、まず社会人としての自覚を持ち、自分の立場を理解すること、その上でさらに患者さんへのサービス向上を身につけることの必要性を教わりました。頭で理解したことを実際に活かす難しさを痛感したり、初対面の参加者同士でコミュニケーション方法を実践して笑ったりと、大変新鮮な講義でした。早速、翌日から少しずつ意識をして表情や対応を考えながら仕事に取り組んでいます。

第3回の実習では、講師の先生方からのアドバイスを受け、グループ内の皆さんとともに体で学んだ1日でした。普段扱わない種類の印象材やセメントに直に触れられて、良い経験になりました。

教本を読むだけでは頭に入りにくい専門用語等も、先生方の丁寧な説明と資料のおかげでとても分かりやすく、歯科医療の現状を知るとともに歯科診療についての基礎的な知識を整理することができました。

大切なのはここで学んだ知識や技術を職場でしっかりと活かすこと。七転び八起きの精神で臨み、歯科助手としての自分の責任をより一層自覚しながら、この仕事を楽めるように日々精進したいと思います。

今回、私たちにこのような機会を与えて下さった歯科医師会の皆様、講義や実習を行って下さった講師の先生方、本当にありがとうございました。

●支部公衆衛生担当者連絡協議会

Regional Health Section

支部公衆衛生担当者・公衆衛生委員合同連絡協議会

平成22年4月15日（木）

三重県歯科医師会館

歯の衛生週間に向け実施要項を報告

今年度の公衆衛生事業展開のため、支部担当者が集合。県歯公衆衛生委員会に加え、三重県歯科衛生士会から渡瀬会長と笹間副会長、三重県健康福祉部から芝田主幹が出席しての会合となった。平成22年度歯の衛生週間実施要項についての報告が行われた他、中井常務理事、芝田主幹より平成22年度8020運動推進特別事業計画について報告があり、支部からの質問、要望を受けての協議も行われた。



●食育推進担当者会議

Regional Health Section

第1回食育推進担当者会議

平成22年5月27日（木）

三重県歯科医師会館

「かむかむクッキングコンクール」、第2回開催へ準備始まる

昨年度、初めての試みとして開催した「かむかむクッキングコンクール」。継続の要望もあり第2回の開催が決定している。この日の協議では、実施時期を昨年度より前倒しすることを決定。応募期間は7月1日～9月9日とし、一次審査を9月16日（木）に、二次審査を10月17日（日）に行い、11月28日（日）に食育講演会と併せて県歯会館で表彰を行うことになった。応募期間が早まったことで、各種学校の夏休みの課題として昨年度以上の応募が集まることが期待される。



こども110番の歯科医院



三重県歯科医師会では、「社会貢献活動の一環」として、三重県警、三重県、三重県教育委員会の協力のもと、日本の将来を担う宝である子どもたちを守るために、平成18年6月より「こども110番の歯科医院」制度を導入しました。これは、不審人物につきまとわれたり、声をかけられたりした子どもたちが歯科医院に駆け込んできた場合、子どもを保護し、警察への通報等の対応を行うものです。

私たちは、子どもたちの笑顔を守り、明るい地域社会づくりに少しでも協力していきたいと考えています。

●「こども110番の歯科医院」の皆様へ

三重県歯科医師会では「こども110番の歯科医院 対応マニュアル ― 子供たちを犯罪被害から守るために ―」を作成しています。ご活用下さい。

●○●○●○●こどもサポート○●○●○●○

三重県歯科医師会会員の皆様へ

わが国では少子高齢化が進む一方で、乳幼児期、学童期の子どもたちへの虐待が年々増加しています。三重県歯科医師会が平成17年度に三重県健康福祉部の協力を得て実施した要保護児童歯科調査結果では、

虐待が疑われる要保護児童においては、う蝕経験者率が有意に高く、う蝕になった歯が処置されている率が有意に低いという結果が出ています。

歯科医療従事者は、乳幼児集団歯科健診や歯科相談、学校歯科健診、歯科診療所等において、日常的に子どもや養育者に接する機会が多く、専門家の立場から虐待の早期発見に関わるべきことが提唱されています。

本会と三重県では8020運動推進特別事業の一環として、子育て支援の観点から「歯科医の立場からの児童虐待防止と子育て支援（児童虐待防止マニュアル）」を作成しています。児童虐待の早期発見・予防の一助となるよう取り組んでいくために、ぜひご活用下さい。



歯科保健大会 実行委員会

第15回歯科保健大会 第1回実行委員会

平成22年5月20日（木）

三重県歯科医師会館

11月7日（日）伊賀市開催に向け 実行委員会始動

第15回三重県歯科保健大会の実行委員会の初会合が開かれた。峰会長は冒頭挨拶で、8020運動の成果として小児の虫歯減少の現状等について述べ、本大会の主旨について説明。実行委員長に橋本敏副会長、副委員長に服部秀二三重県健康福祉部健康づくり室長、矢谷憲一郎伊賀支部長を選出し、11月7日（日）伊賀市開催を決定した。実施要項（案）を元に大会運営について協議。次回の委員会は7月22日（木）に会場となる伊賀市文化会館で行われる。



選挙管理 委員会

選挙管理委員会

平成22年5月20日（木）

三重県歯科医師会館

次期日歯会長選挙 選挙人の選出について協議

次期日歯会長選挙に向けて、三重県歯の選挙管理委員会が開催された。峰会長の挨拶に続き、中西委員長の進行により、選挙人選挙方法・手順についての協議が行われた。県歯選挙規程に基づき各支部で会員数割りによる選挙人候補者の選出を行うが、三重県の選挙人は6名（日歯代議員2名を除く）となるため、候補者が多い場合は7月29日（木）開催の第206回定時代議員会で選挙により選出することを決定した。



機構改革 臨時委員会

第7回機構改革臨時委員会

平成22年5月27日（木）

三重県歯科医師会館

公益法人制度改革は新たな段階へ 障害者歯科センターについても具体的な協議

7回目となるこの日の会合では、まず橋本副会長が公益法人制度改革への対応について報告。第205回定時代議員会の協議結果を受け、今後は新法人用の定款・諸規定の作成や、支部の移行準備のための指導・助言等の作業に移る。現在の組織形態により11支部を二つのグループに分け、ヒアリング（聴き取り）を実施する予定。

後半は、障害者歯科センターについての協議。前回、従来の新たな組織形態への移行が必要という点で意見が一致したが、その場合に常勤歯科医師にも現在とは違う役割や意識が必要との観点から、早急に適任者選定のための調査に着手するこ

とが求められた。また、新患のwaitingが生じている状況を改善するためには、応急対応・メインテナンスの両面において「みえ歯ートネット」の活用を図るとともに、センターでの研修システムを整備し会員のスキル向上に努めることが必要等の意見が示された。一方で、センター診療日数の拡大を検討すべきとの意見もあり、コ・デンタルを含めたマン・パワーや行政の支援の確保等、議論の中で様々な課題も浮き上がった。

障害者歯科センターについてはさらに検討を重ね、年末を目途に答申を行う予定。

公益法人 制度改革 検討PT

第6回公益法人制度改革検討プロジェクトチーム会議

平成22年6月1日（火）

三重県歯科医師会館

支部ヒアリングについて協議 定款及び諸規定の改正についても検討

公益法人制度改革PTの6回目の会合が開かれ、今後の作業について協議を行った。

まず、支部の移行準備のための指導・助言について、各支部のおおよその動向を4月支部長会で確認したが、6月17日（木）午後1時から、改めて詳細な聴き取りを行うことを決めた。現・社団、現・任意団体の2グループに分け、それぞれ副会長1名と常務理事2名が担当する。この聴き取りを踏まえて、今後どのようなサポートが必要とさ

れ、また可能であるかを検討していくことになる。また、県歯の新法人移行に当たって必要な定款及び諸規定の改正作業についても協議。特別委員会の設置を含めた手順についても話し合われた。

新制度下での組織形態はそれぞれの地域の事情により各支部が選択し、移行準備を進めていくことになるが、役員改選時期や日歯も含めた三層構造の堅持等、県歯と支部の定款作成に当たっては十分な意思疎通、情報共有が求められる。

医 療 管 理

平成22年度贈与税の改正の概要

顧問税理士 植村公順

1 住宅取得等資金贈与の非課税の特例の改正

父母や祖父母など直系尊属から子や孫が居住用の新築・中古の住宅の取得または増改築等の資金（金銭）（以下「住宅取得等資金」といいます。）の贈与を受けた場合における贈与税の非課税の特例が、次のように改正されました。

新築住宅の取得のために先行して取得する土地の資金に充てるための金銭の贈与は、贈与税の非課税の特例に該当しませんので、注意しましょう。

贈与を受ける年分	平成21年分	平成22年分	平成23年分
受贈者の年齢制限	贈与を受けた日の属する年の1月1日において20歳以上の個人		
受贈者の所得制限	制限なし	2,000万円以下	2,000万円以下
非課税の財産価額	500万円	1,500万円	1,000万円
添付書類	受贈者の戸籍謄本・住民票の写し、家屋の登記事項証明書		

（注）平成22年分の合計所得金額が2,000万円を超える受贈者が平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた場合に限り、500万円の非課税の適用を受けることができます。

2 住宅取得等資金贈与に係る相続時精算課税の特例の改正

相続時精算課税制度は、65歳以上の親から20歳以上の子に財産を贈与した場合に、贈与時に贈与財産（2,500万円の特別控除後）に対する贈与税（一律20%）を支払い、相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額からすでに支払った贈与税相当額を控除した額を相続税として納付する仕組みです。この場合、贈与財産の種類に制限はありません。

住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例（特別控除額）が次のように改正されました。

- ① 贈与者がその年の1月1日に65歳未満の場合に1,000万円の特別控除ができる特例が平成23年12月31日まで延長になりました。

新築住宅の取得のために先行して取得する土地の資金に充てるための金銭の贈与は、この特例に該当しませんので、注意しましょう。

- ② 贈与者がその年の1月1日に65歳以上の場合に、平成21年12月31日までは特別控除額2,500万円に加算できた1,000万円の特別控除が平成22年1月1日から廃止されました。従って、65歳以上の贈与者からの新築・中古の住宅の取得または増改築等の資金に充てるための金銭の贈与は、相続時精算課税制度本来の特別控除額2,500万円の枠内となりました。

3 特例を受けるための手続き

上記1及び2の特例を受けるためには、贈与税の申告書及び添付書類を贈与税の申告期限内に提出しなければなりません。贈与税の申告期限までに家屋に居住できない場合は、居住後、遅滞なく登記事項証明書及び住民票の写しを提出することになります。

会員事業部門生涯研修コーナー

●今月の生涯研修該当論文

日本歯科医師会雑誌

<VOL. 63 No. 2 5月号>

研修コード 2601

クリニカル「今、支台築造をどう考えるかー特にファイバーポストを利用する築造法についてー」

福島俊士 坪田有史（鶴見大学歯学部歯科補綴学第2講座）

研修コード 3101

サイエンス「電氣的根管長測定法の開発と発展」小林千尋（東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科口腔機能構築学系摂食機能保存学講座歯髓生物学分野准教授）

研修コード 2107

FORUM「長崎大学における地域保健活動，男女共同参画と学生の卒業後の動向」

細矢由美子（長崎大学大学院医歯薬学総合研究科小児歯科学准教授）

研修コード 2902

クリニカル「適切な小児歯科診療を願って」中村 孝（埼玉県和光市開業）

<VOL. 63 No. 3 6月号>

研修コード 2105

クリニカル「補綴物の長期メンテナンスにおける力のコントロール」

内山 茂（東京医科歯科大学臨床教授）

研修コード 2106

トピックス「情報技術を活用した身元確認に関する将来への提言～歯科医師による新しい時代の社会貢献へ向けて～」小菅栄子 他3名

研修コード 2704

クリニカル「小児の口腔外傷ー手際のよい対応についてー」

宮新美智世（東京医科歯科大学歯学部附属病院 育成系診療科小児歯科外来 助教）

研修コード 2107

FORUM「私の提案する，口元の美学とは……ゆっくり噛む，鼻呼吸をする，人間は機能を鍛えると美しさも手に入る」宝田恭子（東京都江戸川区開業）

研修コード 2104

座談会「平成22年度診療報酬改定を振り返って」近藤勝洪 他3名

平成21年12月診療分歯科診療報酬状況（三重県）							
		社 会 保 険			国 民 保 険		
		1 件 当 日 数	1 日 当 点 数	1 件 当 点 数	1 件 当 日 数	1 日 当 点 数	1 件 当 点 数
一 般	本 人	1.9	611.2	1,180.5	2.0	614.7	1,253.4
	家 族	1.7	548.0	943.8			
後期高齢者医療		—	—	—	2.2	678.5	1,481.4

平成22年 1 月診療分歯科診療報酬状況（三重県）							
		社 会 保 険			国 民 保 険		
		1 件 当 日 数	1 日 当 点 数	1 件 当 点 数	1 件 当 日 数	1 日 当 点 数	1 件 当 点 数
一 般	本 人	1.9	587.9	1,128.7	2.0	587.2	1,168.5
	家 族	1.7	536.9	915.9			
後期高齢者医療		—	—	—	2.1	638.4	1,338.5

無料職業紹介所の利用について

三重県歯科医師会では、歯科医療技術者（歯科医師・歯科技工士・歯科衛生士・歯科助手）を対象とした、無料職業紹介事業を行っております。（歯科助手については、日本歯科医師会認定書取得者及び取得予定者とします）

この事業では、職業紹介を希望される場合、求職は働く意欲がある方なら常勤、パートを問いません。申し込みにより希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話をいたします。

無料職業紹介所の利用法について

《求人者の場合》

- 所定の求人申込書に必要事項を記入し提出してください。
- 尚、求人票の有効期限は3か月です。

《求職者の場合》

- 所定の求職票に必要事項を記入し提出してください。

《求人・求職の申請と紹介方法》

下記へ連絡を戴ければ、関係書類をご送付申し上げます。

（注）この事業に関する事項は、職業安定法関係法令及び通達に準じて運営されることとなっておりますのでご了承ください。

三重県歯科医師会内

社団法人 三重県歯科医師会

歯科医療技術者等無料職業紹介所

〒514-0003

津市桜橋2丁目120-2

T E L 059-227-6480

委員会便り

広 報 編 集

日 時：平成22年4月22日(木)
午前10時～11時30分
場 所：三重県歯科医師会館3F研修室
協議事項：①平成22年度広報活動事業について
②東海信越地区歯科医師会役員連絡協議会取材について
③支部担当者連絡協議会について

社 会 保 障

日 時：平成22年4月22日(木)
午後4時～5時30分
場 所：三重県歯科医師会館
2F公衆衛生指導センター
協議事項：①診療報酬改定後の検討事項について
②県歯・審査委員会連絡協議会について
③県歯社保講習会について
④『保険診療の手引き』改訂について
⑤年間予定について

障 害 者

日 時：平成22年4月22日(木)
午後4時～5時30分
場 所：三重県歯科医師会館1F教育センター
協議事項：①レセプト業務におけるカルテ内容の訂正方法について
②みえ歯ートネットへの対応について
③潜在歯科衛生士再就職支援事業について

障害者歯科センター

4月障害者歯科センター診療状況
診 療 日：8日
診療担当者：常勤1名、非常勤5名（内訳・会員4名、大学1名）
延 患 者 数：159名
5月障害者歯科センター診療状況
診 療 日：6日
診療担当者：常勤1名、非常勤4名（内訳・会員3名、大学1名）
延 患 者 数：119名

4・5月会務日誌

4. 1 災害時の対応・体制に関する委員会開催
- 8 常務理事会、理事会、平成22年度歯科医療機関指導・監査等実施計画の事前打合せ開催
三重県立公衆衛生学院入学式に峰会長出席
- 10 東海信越地区歯科医師会会長・専務理事連絡協議会開催
- 15 支部公衆衛生担当者・公衆衛生委員合同連絡協議会開催
平成22年度保険医療機関の指導実施計画

の打合せに峰会長、橋本副会長、田所副会長、芝田専務理事、羽根常務理事、小林理事、辻(孝)理事、大杉理事出席

- 16 日本歯科医学会平成22年度学術講演会実施に伴う合同打合せ会に辻(哲)理事出席
- 18 歯科助手講習会開催
- 20 日本歯科医師会生涯研修セミナーDVD版収録に峰会長出席
- 22 公衆衛生・広報編集合同委員会、社会保障委員会、広報編集委員会、障害者委員

- 会、平成22年度三重県・三重県教育委員会・三重県歯科医師会公衆衛生各事業打合せ会、職業説明会事前打合せ開催
日本歯科医師会第1回理事会に峰会長出席
三重県救急医療情報システム検討会に齋藤常務理事出席
- 23 日本歯科医学会理事会に峰会長出席
- 25 歯科助手講習会開催
第4回特定非営利活動法人三重県歯科衛生士会総会に峰会長出席
- 29 支部長会、総会開催
- 30 口腔ケアステーション基盤整備モデル事業第1回準備委員会開催
5. 7 近畿府県合同防災訓練及び緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練第1回全体会議に芝田専務理事出席
- 9 常務理事会、理事会、監事会、公益法人制度改革検討プロジェクトチーム会議開催
- 11 三重県高等学校進路指導協議会総会に齋藤常務理事出席
- 12 日本歯科医師会第1回学術・生涯研修小委員会に峰会長出席
日本歯科医師会税務委員会第1回小委員会に齋藤常務理事出席
- 13 医療管理委員会開催
三重県救急医療情報センター第33回評議員会に齋藤常務理事出席
- 16 三重県警察医会理事会に橋本副会長、芝田専務理事、齋藤常務理事、武田理事、辻(哲)理事、東理事出席
- 17 平成22年度日歯生涯研修ライブラリー講師打合せ会に峰会長出席
- 19 三重県救急医療情報センター第102回理事会に峰会長出席
- 20 歯科助手講習会、選挙管理委員会、第15回三重県歯科保健大会実行委員会開催
三重県学校保健会理事会に橋本副会長出席
三重県学校保健会評議員会に橋本副会長、杉原理事、中村公衆衛生委員出席
産業保健研修会に芝田専務理事出席
- 21 日本歯科医学会総会常任委員会に峰会長出席
- 22 東海信越地区歯科医師会会長・専務理事連絡協議会、東海信越地区歯科医師会役員・同国保組合役員・同連盟役員合同連絡協議会開催
- 26 三重県後期高齢者医療広域連合運営協議会に田所副会長出席
- 27 機構改革臨時委員会、平成22年度第1回食育推進担当者会議、児童相談所一時保護所入所者への歯科健診・歯科保健指導打合せ会開催
日本歯科医師会第2回理事会に峰会長出席
- 29 第5回みえ摂食・嚥下リハビリテーション研究会世話人会・学術研修会に中井常務理事出席
日本歯学系学会協議会平成22年度シンポジウムが東京都にて開催され太田常務理事出席
- 30 歯科助手講習会開催

“歯科経理帳”等斡旋販売について

ご希望の先生は当組合宛お申し込みください。
三重県歯科医師協同組合

歯科経理帳（12か月分）	900円
収支日計表（100枚綴）	600円
患者日計表（100枚綴）	600円
領収書（100枚綴）	450円

会 員 消 息 の ペ ー ジ

新入会員紹介



いいだ つとむ
飯田 務先生（5.1付）
（住）津市垂水1247-6
みなみがおか歯科・矯正
歯科
電 話 059-224-4000
F A X 059-224-4002
（住）津市芸濃町棕本2540-1
電 話 059-265-2361
F A X 059-265-3319
（津支部）

謹んでおくやみ申し上げます



中井義和先生（伊賀支部）
去る4月14日、お亡くなり
になりました。
享年59歳



萩こてふ先生（桑員支部）
去る5月5日、お亡くなり
になりました。
享年89歳

住所変更

植田 仁先生（伊勢度会）
（住）伊勢市神社港454-6
桑名良尚先生（津）
（住）津市広明町250-26
電 話 059-253-8768

F A X 番号変更

橋爪 康先生（津）
（診）F A X 059-229-0707

本会会員数（6.1現在）
一般会員 692名 勤務会員 24名
終身会員 130名 特別会員 3名
法人会員 7名 計 856名
日歯会員数 65,205名（4.30現在）

新入会員 Profile

いいだ つとむ
飯田 務先生（津支部所属）

1. 学歴

高校 私立高田高等学校
大学 大阪大学（平成15年度卒業）

2. 卒業後の研修先・勤務先

平成16年4月 大阪大学歯学部附属病院

3. 開業年月日

平成22年5月7日

4. 家族構成

妻

5. 歯科医になった動機

家族の治療をしたかったから。

6. 趣味

ドライブ

編集後記

広報編集委員としての任期の半分以上が過ぎました。初めて県歯会務に携わったこの1年は雲の中で彷徨っていたようでした。

診療所では自分がリーダーです。スタッフは院長としての自分の指示に従って働いてくれます。ところが組織の一員として役割を果たす立場になると勝手が違いました。準備不足のまま会務に臨んでも何も理解できないままあっという間に時間だけが過ぎていきます。委員会で意見を求められても上手く表現できない。そんな時はたった2時間でもひどく疲労を覚えました。

高度情報化社会の中で、私たちは情報の雲の中から必要な光を見出していかなければなりません。広報編集委員会に与えられている役割はその光になり、あるいはその光を指し示すことです。そのためには常に自分自身が考え、かつ変化し続けなければならない。それが「雲の中で彷徨った1年」で理解できたことです。残された任期、これを肝に銘じて努めたいと思います。

(広報編集委員・森 誠 記)

中央三井信託銀行

●遺言・相続 ●不動産 ●ローン ●資産運用の総合コンサルタント

中央三井の遺言信託

中央三井信託銀行が遺言執行者となり、
あなたのご意思を確実に実行いたします。
法定相続ではなく、より実情にあった遺産分配をしたい。
社会・公益のために遺産を役立てたい。
そうしたご意思の実現には「遺言」が不可欠です。
中央三井の遺言信託は、遺言書作成のお手伝いから
保管・管理、遺言の執行まで一貫してサポート。
まずは財産コンサルタントまで、ご相談ください。



自分の意思どおりに遺産を分け与えたい。
相続、安心。

【遺言信託標準報酬等(消費税等含む)】(平成22年4月1日現在)

●遺言書作成時：基本保管料105,000円および保管料(年間6,300円の月割り計算) ●遺言書保管中：年間保管料6,300円 ●遺言書変更時：変更遺言書保管料52,500円 ●遺言執行時：遺言執行標準報酬(財産の相続税評価額に当社規定の率を乗じた額。ただし、最低報酬は105万円。)
詳しくは窓口までお問い合わせください。

中央三井信託銀行 四日市支店

〒510-8650 四日市市諏訪町5番4号

届出第7号

TEL.059-351-1535

三重県歯科医師会会員の皆様へ

団体医師賠償責任保険のご案内

～歯科医院診療所の安定経営のために～



団体割引
20%適用

弁護士費用
訴訟費用も補償

※損保ジャパンの事前の
承認が必要です。

ご照会・ご連絡は

<取扱代理店>

株式会社エムディ（三重県歯科医師会館 1F）

〒514-0003 津市桜橋 2 丁目 120 番地の 2 TEL：059-227-6489 FAX：059-227-0510

<引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン 三重支店 津支社

〒514-0004 津市栄町3-115 TEL：059-226-3011 FAX：059-228-4397

ASAHI UNIVERSITY

SCHOOL of DENTISTRY



朝日大学歯学部の特長

- ・初年度納付金の大幅減額による負担軽減
- ・総合病院実習による医科・歯科連携医療の学習
- ・充実した設備による良質な学習環境
- ・海外研修による世界の歯科医療体験

OPEN CAMPUS

(開催内容)

歯学部教育内容の説明、入試概要説明、
模擬実習、ミニ講義、ランチバイキング、
個別相談、国際交流の紹介など

患者型シミュレーターで歯を削るなどの模擬実習が
充実した体験型のオープンキャンパスです。自分に
合った入試が分かる入試説明、個別相談もあります。
朝日大学歯学部の今がよく分かるプログラムです。

開催時間 10:00-15:00 (受付開始 9:00)

7/29(木) 8/22(日)

ご家族皆様でお越しください。

参加申込、開催内容の詳細は、お気軽にお問い合わせください。

Experience

 **朝日大学**
<http://www.asahi-u.ac.jp/>

歯学部 

フリーダイヤル 0120-058-327 (入試広報室)
〒501-0296 岐阜県瑞穂市穂積 1851

やがて… 医師

仲間の中で磨かれ、支えられ
それぞれの未来へつながる
今の一步を自らの脚で踏み進めて…

あきらめる前に
ご相談を!

転・編入学
随時受付中

高校生活で
悩んでいる生徒さんへ
転校の理由は個人によって
さまざまです。
まずはご相談ください。
本校では、
「環境を変えて頑張ろう!」
という、やる気のある生徒を
受け入れています。

平成23年度入試説明会を下記の日程で開催致します。ご確認の上ご参加ください。

地区	日程	会場	地区	日程	会場
大 阪	9月8日(水) 12:00~16:00	大阪新阪急ホテル 2F(雪の間) ・大阪市北区芝田1-1-35 ☎(06) 6372-5101	仙 台	9月16日(木) 12:00~16:00	ホテルメトロポリタン仙台 5F(竹の間) ・仙台市青葉区中央1-1-1 ☎(022) 268-2525
福 岡	9月9日(木) 12:00~16:00	博多都ホテル 3F(桂の間) ・福岡市博多区博多駅東2-1-1 ☎(092) 431-2035	名古屋	9月22日(水) 12:00~16:00	名古屋マリオットアソシアホテル 17F(楠の間) ・名古屋市中村区名駅1-1-4 ☎(052) 584-1111
東 京	9月15日(水) 12:00~16:00	八重洲富士屋ホテル 3F(紅葉の間) ・東京都中央区八重洲2-9-1 ☎(03) 3273-2111	札 幌	9月30日(木) 12:00~16:00	札幌グランドホテル 東館 3F(雪の間) ・札幌市中央区北1条西4丁目 ☎(011) 261-3311

ご説明は個別にさせていただきます。
ご都合の良い時間に随時お越しください。

- ・中学1・2年生や転・編入学ご希望の保護者の方も参加できます。
- ・参加ご希望の方は、電話・FAX・ハガキ・Eメールなどで、昭英高等学校入試事務局までご連絡ください。なお、事前のご連絡がなくても当日受付をいたしますので、ご参加のほどお待ちしております。

 **昭英高等学校** 男女共学
全 寮 制

学校見学随時受付中

土・日・祝日も可
ご希望の方は、電話・FAX・ハガキ・Eメールなどで昭英高等学校入試事務局までご連絡ください。

資料請求
お問い合わせ先

914-0198 福井県敦賀市長谷65-98
昭英高等学校入試事務局入試係

TEL 0770-23-7221(代表) 0770-21-2040(直通) FAX 0770-25-8383
URL <http://www.shoei-hs.ac.jp/> / Mail info@shoei-hs.ac.jp

まずはクリック!

昭英

検索



The new
BMW 5 Series
Gran Turismo

535i Gran Turismo
550i Gran Turismo



駆けぬげる歓び

THE BMW 5 SERIES GRAN TURISMO.

新しい発想、初めての感動。

BMW 5 SERIES GRAN TURISMO 535i

8速AT 5ドア 右ハンドル 8,780,000円

BMW 5 SERIES GRAN TURISMO 550i

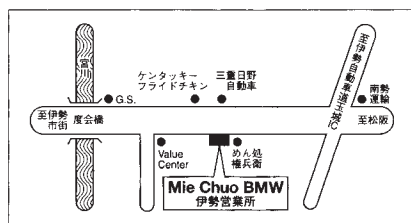
8速AT 5ドア 右ハンドル 11,140,000円

BMW 正規ディーラー

Mie Chuo BMW

URL <http://www.miechuobmw.jp>

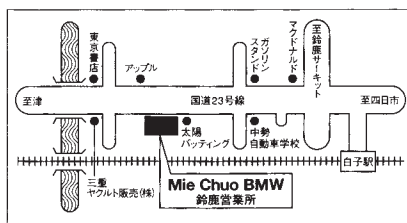
※BMW認定中古車のご用命は、BMW Premium Selection 津へ。



伊勢営業所/ショールーム
〒516-0051 伊勢市上地町1040
TEL. (0596) 22-0125 FAX. (0596) 22-0123



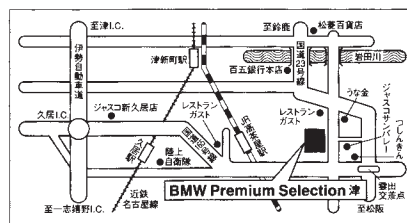
モバイル版MAPはこちらから



鈴鹿営業所/ショールーム
〒510-0254 鈴鹿市寺家6-21-21
TEL. (059) 387-3311 FAX. (059) 387-1125



モバイル版MAPはこちらから



BMW Premium Selection 津
〒514-0817 津市高茶屋小森町298
TEL. (059) 238-2288 FAX. (059) 238-2388



モバイル版MAPはこちらから

さらなる安心感を皆様へ。

各種お問い合わせはBMWカスタマー・サポートが対応。

BMWカスタマー・サポート ☎0120-55-3578

※BMWカスタマー・サポートは9時～20時まで対応、年中無休。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。お電話の際は、簡単なアンケートにお答えください。尚、路上故障などのエマージェンシー・サービスは従来どおり24時間受付いたします。

医院開業プランナーが、“基本構想のご提案”から
“ご開業・リニューアルまで”トータルでサポートいたします。

暮らし 継がれる 家



医院開業をトータルで バックアップ

全国で医院開業 3000 棟以上の実績
大手住宅メーカーでNo.1 (平成19年10月現在)

三井ホームグループのサポートシステム

マーケットリサーチ

開業用地情報収集

設計提案

資金繰り提案

PR・来院促進 など

時代や環境により変化する医院づくり(事業承継や医院併用住宅など)
にも様々なノウハウや知識でご提案いたしております。



■名古屋市Kクリニック



■名古屋市Kクリニック

医院開業・マイホーム・新築に関するお問い合わせご相談は

三井ホーム株式会社
中部営業本部 医院開業デスク

☎052-760-3127

〒465-0025 名古屋市名東区上社1-408

三井ホーム中部

検索

✉ chuubu@mitsuihome.co.jp

どうしても医学部に合格したい!

医学部の門をどうしても来春くぐりたい君に捧げる
疾風怒濤の夏期講習会!

弱点征服

7月19日～8月29日

個別指導強化期間

1教室に生徒一人、先生一人の完全個別指導

強力プロ講師が君の学力をボーダー突破に引き上げます!

1講座80分 指導科目/英語・数学・化学・物理・生物・現代文・古典・小論文

医学部突破少人数クラス期間

期間 7月20日～24日 中野(英)・山崎(英)・松口(英)・平野(数・化)
& 8月16日～20日 安藤(数・物)・城下(生)・谷口(化)・磯輪(国)
1コース = 80分授業×10回 1クラス最大7名

医進サクセスが誇る日本を代表する大学受験講師陣!
キャリア・実績・実力・そして何より情熱が違います!

2010年度医進サクセス合格実績

藤田保健衛生大学医学部(特待) 愛知医科大学 東京慈恵会医科大学
順天堂大学医学部 名古屋市立大学医学部 金沢医科大学 川崎医科大学

医進一新!医学部絶対合格が私たちの使命です!

校長以下有力精鋭講師陣続々参入!
校舎も改装し、一層充実した医進サクセスにご期待下さい。

総定員45名
受験生名20名
高2以下中1 各5名

医学部合格を確実にする全方位指導体制

- ・実力講師が全身全霊で偏差値70以上に引き上げる完全個別指導
- ・2ヶ月に一度学習進捗状況を確認する学力判定テストSST
- ・ライバルと切磋琢磨して実戦力を磨く最大7名の少人数授業
- ・受験生を20名に限定して徹底的に鍛え上げる少人数定員制
- ・疑問点をその場で解消し弱点を補強する巡回個別指導FIT
- ・医学部入試に精通したプロ講師による万全の小論文&面接特訓
- ・英単語力&英熟語力を飛躍的に伸ばす英単語・熟語道場
- ・少人数制だからこそ心のケアまで行き届く完全担任制

医学部のみに焦点をあて、一人ひとりを志望校へ導く。

医学部受験専門予備校 対象/中1～高卒生

医進サクセス



医進サクセス千種本校
TEL/FAX 052-733-6887

●千種総合駅徒歩1分

詳しくはホームページにて・・・<http://http://www.supersuccess.jp/ishin/>



心配、グッバイ。
損保ジャパン。

株式会社 損害保険ジャパン

三重支店 津支社
〒514-0004 三重県津市栄町3-115
TEL.059(226)3011
<http://www.sompo-japan.co.jp>

会員好評受付中!

mint

三重インターネットサービス

ブロードバンドが未来をひろく!

mintはインターネットをトータルにサポートします。

<http://www.mint.or.jp/>

お問い合わせは

MDT 三重データ通信株式会社

TEL : 059-223-1818

E-Mail : info@mint.or.jp

プラーク、バイオフィームからステインまで ハンディジェットでTooth Cleaning

グリシンのパウダー追加により
ハンディジェットの用途が広がりました

主成分
グリシン
平均粒子径
25 μ m

ほのかな甘みがあります。

歯面研磨材

→ ハンディジェットパウダー PMTC

プラーク、バイオフィームをスプレー噴射で除去
歯肉縁、インプラント周辺の清掃

■包装 120g ■標準価格 2,900円



インプラント周辺の清掃中

主成分
グリシン
平均粒子径
65 μ m

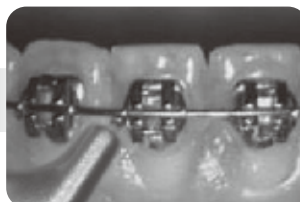
さわやかな甘みがあります。

歯面研磨材

→ ハンディジェットパウダー リコール

矯正装置周辺の歯面清掃、軽微なステイン除去

■包装 200g ■標準価格 4,200円



矯正の清掃中

主成分
炭酸水素ナトリウム
平均粒子径
65 μ m

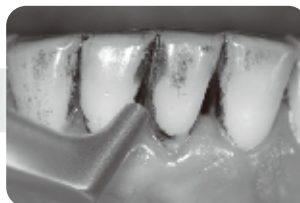
さわやかなミントフレーバーです。

歯面研磨材

→ ハンディジェットパウダー ミント

ガンコなステインを効率よく除去

■包装 200g ■標準価格 2,600円



ガンコなステイン清掃中

能動型機器接続歯面清掃器具

ハンディジェット

■標準価格 215,000円



●販売名 ハンディジェット ●一般的名称 能動型機器接続歯面清掃器具 ●医療機器承認番号22000BZX00748000 ●医療機器の分類 管理医療機器(クラスII)
●販売名 ハンディジェットパウダー ●一般的名称 歯面研磨材 ●医療機器届出番号27B1X00109000249 ●医療機器の分類 一般医療機器(クラスI)
●掲載商品の標準価格は2010年2月22日現在のものです。標準価格には消費税等は含まれておりません。
●仕様および外観は、製品改良のため予告なく変更する場合がありますので、予めご了承ください。●ご使用に際しましては、製品の添付文書を必ずお読みください。

製造販売 株式会社モリタ

大阪本社
東京本社

大阪府吹田市垂水町3-33-18 〒564-8650 TEL:06-6380-2525
東京都台東区上野2-11-15 〒110-8513 TEL:03-3834-6161

www.dental-plaza.com